

平成29年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第3号)

平成29年12月8日(金) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
4番	小西和実君	5番	川上健一君
6番	山岸裕始君	7番	小林茂君
8番	小林一広君	9番	小淵晃君
10番	渡辺建次君	11番	関谷明生君
12番	大島孝司君	13番	小林正子君
14番	関悦子君		

欠席議員(1名)

3番 富岡信男君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	三輪茂君	健康福祉課長補佐	林かおる君

産業振興課長	竹 内 節 夫 君	産業振興課長 補 佐	富 岡 広 記 君
建設水道課長	畔 上 敏 春 君	教 育 次 長	池 田 清 人 君
監 査 委 員	畔 上 洋 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山 崎 博 雄	書 記	小 松 文 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、富岡信男議員から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（関 悦子君） 最初に、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

ゼロ歳児から3歳未満児の養育において「三つ子の魂百までも」とことわざがあるように、3歳未満児の養育は、言語力や人格、情緒など人間の根底となる部分が形成されるとても大切な時期であると言われております。この大切な時期に、いろいろな環境において十分な対応が特に重要であると感じております。

現在、国では一億総活躍社会の方針のもと、幼児教育の無償化を検討しており、これは働く女性にとって、精神的、経済的にも心の余裕が持てるとても重要な施策であると考えております。また、落ちついた気持ちの中で仕事、子育てができる環境づくりにも非常に大切なことと思います。

一方、そのような中でも、家庭でみずから子育てをしたいと考える方もいらっしゃると思います。そういった方々への子育て家庭への支援も当然必要と考えております。

実は、なぜ私がこのような質問をするかという話を少しさせていただきたいと思います。

ある団体の主催による研修会が平成28年2月8日にありました。そこで、明星大学の特別教授である高橋史朗先生の講演をお聞きし、いかにゼロ歳児から3歳児未満の養育が大切かのお話をお聞きしたことがあります。ふと我が身を振り返り、自分の子育てはどうだったのか、女房の置かれていた状況をしっかり認識していたのか、どういった認識で接していたのかと反省させられました。そんな認識のもと、この時期の接し方が発達障害にも関係するとのお話もあり、ちょうど身近に発達障害と思われるお子さんをお持ちの人がいました。ますますこの時期の養育の大切さを改めて感じさせていただきました。今回、発達障害には触れませんが、この時期の養育に関して、地域一体となって接する大切さを感じさせられました。

そんな中、政府が看板政策として掲げる人づくり革命において、教育に関するいろいろな政策が検討されております。そんなタイミングでお聞きするのでありますが、つきましては町の在宅での子育て家庭支援事業についてお伺いたします。

1、町の在宅子育て家庭への支援はどのような事業があるのでしょうか。また、どのような認識を持って行っているのでしょうか。

2番といたしまして、最近指摘されている保護者の養育力低下への支援・対応はどのよう

にしているのか。

3番として、幼稚園、保育所への無償化は考えられているが、子育てを家庭で行っている方への新たな直接的な援助は考えられないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聡君登壇〕

○教育長（中島 聡君） おはようございます。

きょうは小学校6年生、傍聴ご苦労さんでございます。

小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、町の在宅子育て家庭への支援はどのような事業があるか、またどのような認識を持っているかということであります。

昨年度、平成28年度において、小布施町にお住まいで保育園、こども園等の施設に入園している子供の数は、ゼロ歳児が5人、1歳児が35人、2歳児が43人であります。それぞれの年代の人口に占める割合は、ゼロ歳児が7%、あとは49%であります。1、2歳児でも、半数以上の方はご家庭で育児をされていることとなっております。このような保護者の皆さんに対する支援も大変重要だと考えております。このような保護者の皆さんへの支援策として、また子育てをする力をより高めていただくための施策として、小布施町では次のような事業に取り組んでいます。

就学前の親子を対象に、お子さんと保護者の皆さん同士が触れ合いながら交流の輪を広げるエンゼルランドセンター、ここには毎日多くの利用者の皆さんでにぎわっております。大変きれいな施設の中で、お子さんは楽しく遊んで、保護者はお互いに情報交換したり、幾つかの講座や企画を通じて学び合ったりするとともに、保育士が常駐しておりますので、子育てに関するさまざまな相談もお受けしております。

また、保育園やこども園に入園していない乳幼児がおいでになって、何がしかの事情で一時的にご家庭での育児ができなくなったという保護者の皆さんのためには、一時的にお子さんをお預かりする一時的保育事業も行っています。

さらに、子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人、それぞれに会員として登録いただいて、有償でお互いに助け合うようなマッチングを行うファミリーサポートセンター事業も実施しております。このファミリーサポートセンター事業は、保育園等で一時保育をしておりますので、近年、数は少なくなっております。

以上のような事業というのは、ほかの市町村よりも充実しているのではないかと考えております。

2番目の、最近指摘されている保護者の養育力低下への支援・対応はどのようにしているかと、こういうご質問であります。

答弁としては、かつては、子供たちは家庭や地域の生活の中で、あるいは社会集団や遊びの中で、必要な規範や行動能力を身につけてきました。これ全体を家庭の教育力と、こう呼んでいました。例えば買い物や家事の手伝いで社会性や粘り強さ、責任感を身につけたり、外で遊ぶことで創造性や自立性、集団規範を身につけていました。しかし、現代の家庭教育は、そうした社会的な支えを失っております。孤立した個々の家庭の中で、親が個別責任で育てるというものになってきてしまっています。すなわち家庭の養育力の低下の一因は、環境の変化の中で、これまで生活の中で育まれてきた力が育たなくなっているということもあると思います。

現代は、個々の家庭で親の責任で家庭教育をしなければならなくなっていますけれども、家庭は全ての教育の出発点であります。家族との触れ合いを通じて、子供は基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、あるいは豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけていきます。さらに、人生をみずから切り開いていくという上で欠くことのできない職業観、人生観、創造性、企画力といったものも、家庭教育の中で培われていくものだと思っております。

それでは、具体的にどのようなことをしたら、これらのことが家庭教育に役立つかという具体的な例なんですけれども、幾つか挙げております。1つ目は、父親と子供の接する時間をふやす、2番目は、過保護や甘やかし過ぎない、3番目は、可能なら3世代同居で異なる価値観を共有する、4番目は、親が地域と密接なつき合いをする、5番目が、親が地域で気楽に相談できる活動がある、6番目として、子供のころ友達と遊ぶ、7番目として、子供のころ地域活動に参加する、8番目として、子供のころ家事や手伝いをする、9番目として、毎日朝食をとる、10番目で、スポ少や部活に入って異年齢の子供や大人ともまれる、11番目、家の人と学校での出来事を話し合う、これらの具体的な行動がとれるように保護者や児童・生徒に啓蒙していくということが、結果として養育力向上の支援になると、こういうふうに考えています。

最後に、幼稚園、保育園への無償化は考えられているが、子育てを家庭において行っている方への新たな直接的な援助は考えられないかというご質問でありますけれども、現時点で

ご家庭において子育てをしていらっしゃる皆さんに、幼児教育無償化に対応するような直接的な負担軽減策は現在は検討しておりません。基本的には、金銭的な給付ではなくて、先ほど申し上げたエンゼルランドセンターや一時保育などの事業の充実を図っていくということが肝要であると考えています。

また、幼児教育無償化の動向を注視しつつ、子育て世代の皆さんの役に立つような新たな施策についても引き続き検討はしてまいります。議員におかれましても、ご意見やご提案がございましたら、ぜひ賜りますようお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 当町においては、エンゼルランドセンターというすばらしい施設があります。非常に誇らしいと感じております。

そういった中で、養育力ということに関しまして、他県ではいろいろな出来事が実は起きております。平成28年2月の講演でいただいた資料の中には、家庭教育支援に対する条例というものが制定されている県が5つありました。熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県、香川県であります。これはどういった内容かということ、保護者、学校、地域、地域住民、事業者等の役割、またこれは本当に直接的な言い方をしております、親としての学び、親になるための学びなどを、これ条例化しております。

長野県では、教育県というプライドがあるということもあって、条例にはなかなか結びつかないんだろうと思いますけれども、千曲市では平成28年4月1日に施行されました。条例を制定してはどうかという話ではありませんが、やはり教育力、養育力に注目している行政が現在あるということを確認した上で、小布施町も前向きにそういった内容を検討していただきたいと思っておりますけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいまの小林議員の子育てということについて県レベルで条例化していると、こういうお話でありました。ここに例えば一つ鹿児島、熊本県のものでしたかね、さっと見ました。家庭では親が責任を持って子育てをするということや、親が子育てするための勉強をするとか、そんなようなことが条例化になっていて、あと県は何をするかというようなことが書いてありましたけれども、家庭の親が、子育てを条例化して、親というのはこうあるべきだというふうなことが、子育てに対して本当にそこまでやる必要があるのかなという感じを私はいたしました。

本来の親というのは、子供が生まれてから一生懸命子育てをするという方がほとんどなんでありまして。まれに育児放棄をされる親がおいでになると、こう話は聞きますが、じゃ育児放棄をされた親がその条例化されたことで育児放棄はされないのかというと、そんなことはない、こう思いますので、私の現在の気持ちからいうと、子育てについて条例化というのは今はちょっと考えておらないというのが現実であります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） あくまでも条例化を検討したらという質問ではないので、その辺をご理解していただき、それだけそういったところにいろんなところで注意をしているという認識を改めていただければと思っております。

続きまして、3番に対しての答弁の再質問になりますけれども、直接的な支援は考えていないとのお答えです。これは新聞の記事に実はたまたま載っていたんですけども、1970年にアメリカでは、この時期の養育、教育に関する社会実験をしております。その結果が確認されたのが2012年ということでありまして。その直接的な支援の成果がやはり認められております。正しくこの時期に支援、援助、確実に将来の地域の担い手を育てる大切な時期であることは間違いないと思っております。

そういった中、本日8日、政府でも教育の無償化を柱とする2兆円の政策パッケージを今日閣議決定するようになっておりますけれども、その中でゼロ歳から2歳児の保育所の保育料に対しては、住民税の非課税世帯を無償化にするという内容でございます。また、3歳から5歳の保育所は、認可されている保育所が無償化になるという予定になっております。やはりそこで、保育所に行っている家庭に対しての援助はあるけれども、保育所に行っていない家庭への援助がないということになりますので、やはり私とすれば不公平感を感じております。

そういった中で、お子さんにとっても親としても、この時期、精神面、経済面でも非常に大切な時期かと考えております。できれば、やはり一歩進んだ感覚で小布施町独自の支援策というものは改めて考えられないのか、ご検討していただければと思うんです。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） ただいまの保育園、あるいは幼稚園に行かれる、通われるお子さんに対しては無償化が考えられていると、それからおうちで子育てをされておられる方には直接的な援助がないので、ここのところは公平性が欠けると、こういうようなご指摘だと思

ます。うちで育てる方にも何がしかの援助をされたらどうだというご質問だと思いますが、これ私も小林議員の心情的なことは大いにわかります。

心情的にはわかりますけれども、それでは子育てをされる、あるいは子育てをされる中で半分のご家庭は保育園ですね、1、2歳児ですから保育園に預けられる。半分の家庭は預けられない、ご自分のお宅で子育てをされる。それはお子さんに対する親のあり方というか、家庭教育をしたい、3歳までは家庭で育てたいという強い気持ちがそれをさせているんだと思います。ですから、別に今は援助がなく、今でも低所得者のお宅はほとんど保育料は無料に近いんですが、それでも預けられないということは、それよりもまさる親子のきずなというものを大切にして私は育てていきたいんだと、こういうことでご家庭で育てられているんだと思いますね。

それは必ずしも有償だから育てるとか、有償じゃないから育てないとかというのではなくて、自分の育て方の価値観の違いだと思いますので、現在のところは、今、財政的なこともあって、簡単に、在宅で育児をされている方に、ああ、そうですかということは今は申し上げられませんが、これから世の中が変わってきて、そういうこととというのが意味当然だと、こういうふうな認識の変化があれば、あればというか、そういうことが考えられれば思いますけれども、現在のところは、財政的なことがあって、ちょっと今は考えられないというふうに思っております。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 財政的なものは非常に重要だと思います。でも、状況をまた見ながら、その辺を判断していただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

それで、ちょっと通告にはないのですけれども、やはりこういった子育て支援は小布施町にとっても非常に重要な定住促進の一環になるのじゃないかというふうにも感じております。そこで、突然でございましてけれども、この子育て支援というものが小布施町の定住促進につながるんじゃないかという思いに対して、町長、何か一言言っていただければありがたいんですけれども。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 今、小林議員と教育長と、基本的にお考えは同じだと思います。ただ、今できることと、本当に必要なかどうかということの議論だというふうに思いますし、そういう議論を積み重ねていただくということと、あわせてできるだけ今子育て中のご家庭の様子を見させていただくと、そういうことで町として、あるいは単独として、これが必要だ

ということも出てくるかもしれません。そういう意味で、そういう今行われていたような議論をしていただくこと、それから実態を調べて、それに対する対応をしていくということだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、小林一広議員、また教育長からお話のあった子育て支援というのは、この小布施町にとって大変重要なことで、いろんな今後の小布施町のありようにとっても重要な問題というふうに私も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、大島孝司議員。

〔12番 大島孝司君登壇〕

○12番（大島孝司君） おはようございます。

通告に基づき、順次質問をさせていただきます。

まず、平成30年度予算編成方針について、6項目についてお伺いいたします。

11月、12月となり、平成30年度の予算が編成される時期となりました。平成29年度予算の基本方針は、「当町は小さくとも町民の皆さんが住む町に誇りを持ち、優しさと真の豊かさを享受し、日々の生活を過ごすことができるまちづくりを目指し、地方にこそある豊かさと高い可能性を発信していきます。まちづくりを進めていく中では、弱い立場の皆さんに目配りし、小布施町民の皆さん誰もがこの町に住んで良かったと思える「住みやすく温かいまちづくり」を一步一步進めてまいります」という基本方針でありました。

1として、平成30年度予算の基本方針は何か伺います。

2として、平成28年度予算では、町民の皆さんの健康づくりの推進、お子さんを産み育てやすい子育て支援、多様な学びの場の充実、果物のブランド化と農業を軸とした産業の充実、Iターン・Uターンでの定住を促進、安心・安全なまちづくりの推進という6つの重点施策でありました。また、29年度予算では、健康と福祉の充実、子育て支援と生涯学習の充実、協働と交流による定住促進、活力ある産業の創出、地域の安全と安心の推進という5つの重点施策でありました。

平成30年度予算の重点施策については、この12月会議の町長の冒頭挨拶の中で、「平成30

年度予算は、総合戦略の施策の方向に掲げる「結婚・出産・子育て環境づくり」「暮らしの安心づくり」「しごとづくり」「ひとの流れづくり」「ワクワクする地域の魅力づくり」の実現に向け、町民力を最大限に引き出す環境づくりを進めるための施策を実施してまいります。具体的には、「移住・定住促進事業」にさらなる磨きをかけ、今年度に引き続き「子育て・教育環境の充実と支援」「安心して暮らせる生活環境の整備」「攻めの農業への転換と支援」に財源を優先的に配分し、将来にわたって効果的な施策が推進できるよう事業を構築してまいります」との説明がありましたが、その内容について、さらにはそれぞれの重点施策を掘り下げた詳細項目の中で特筆すべきもの、新規のものは何かお伺いいたします。

3として、少子高齢化、人口減少が進み、町税の伸びはなく、交付税も抑えられてきている一方、保険医療などの扶助費や公共施設の管理費が増加して、財政状況の悪化が心配されます。平成30年度の歳入歳出の総額を幾ら見込んでいるのか伺います。

4として、平成30年度予算での基金の動き、特に財政調整基金の動きについて伺います。

ここ数年、災害など、いざというときの蓄えである財政調整基金を取り崩し、必要な事業を実施している状況が続いています。平成29年度の積立額を幾ら見込んでいるのか、また平成30年度の取り崩しを幾ら見込んでいるのか伺います。

また、全国的に見ると、財政調整基金の適正額は標準財政規模の10%とされています。当町では、平成22年度の9億2,000万円をピークとして毎年減少し続け、27年度は4億円に、28年度は2億6,000万円にまで減少しました。財政調整基金の適正額が標準財政規模の10%とすると、当町の場合5億円になりますが、適正金額を幾らと見込んでいるのか、また現実との差額をどのように修正していくのか、見解を伺います。

5として、9月会議で一般質問をしました小布施町公共施設等総合管理計画について、公共建設物整備、インフラ整備は平成30年度予算の中でどのように取り組むのか伺います。

本年3月に策定した小布施町公共施設等総合管理計画によると、建設物全てを更新する場合、40年間で260億円が必要となり、1年あたりに換算すると毎年6億5,000万円の経費が必要となり、インフラ施設を全て更新する場合、40年間で250億円が必要となり、1年あたりに換算すると毎年6億2,000万円の経費が必要となり、建物施設とインフラ施設を合計すると毎年12億7,000万円の経費が必要になるとあります。健全で持続可能な町政運営を進めるには、この経費を幾らに抑えればよいのかと質問をさせていただきました。

また、総務省が本年度、総合管理計画、個別管理計画に基づいた施設の集約化や長寿命化による建てかえなどの際に発行できる有利な起債制度、公共施設等適正管理事業債を創設し、

事業費の9割に充てることができ、最大50%が地方交付税措置される事業債が創設されましたが、期限が2021年度となっているため早急な計画を立てる必要があるが、いかがかという質問をさせていただきました。

それを踏まえて、平成30年度予算では、小布施町公共施設等総合管理計画に基づいて、公共建設物整備、インフラ整備をどのように取り組んでいくのか、見解を問います。

6として、国道403号整備を平成30年度予算ではどのように取り組んでいくのか伺います。

この12月会議冒頭の町長の挨拶では、「昨年度行った用地測量に基づき、中町南交差点から北斎館入口交差点付近までの物件調査と無電柱化に向けた検討を行っており、来年度から用地購入等に着手する予定であります」との説明がありました。30年度において用地購入ということではありますが、用地購入は土地開発公社が行っていくのか、また用地購入は予算を幾ら見込んでいるのか、403号整備の予算を幾ら見込んでいるのか、見解を問います。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） ただいまの大島議員のご質問、通告に従いまして、こちら答弁させていただきます。

まず、平成30年度予算の基本方針でございますが、これは先日の渡辺議員のご質問でもありました。同様のご回答になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

日々変化を続ける社会情勢や町民の皆さんのニーズを的確に把握し、スピーディーに、また柔軟に対応ができるような予算編成を行ってまいりたいと考えております。

経常収支比率につきましても、地方交付税等の減に加え、臨時財政対策債の発行を抑制したことにより、比較的高い数値となっております。費用対効果を考え、十分な成果が得られるよう事業を推進することが重要と考えております。

少子高齢化などによる扶助費を初めとする社会保障費の増大や公共施設の老朽化対策等に係る歳出の増加が見込まれ、それらに対応するため、事業費の効率的な執行に努め、経常的経費の一層の抑制を図ってまいります。

平成27年度を初年度とし平成31年度を目標年度とします小布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられましたビジョンを踏まえ、達成に向けた取り組みを具体化してまいります。

総合戦略の施策の方向性、結婚・出産・子育て環境づくり、暮らしの安心づくり、しごとづくり、ひとの流れづくり、ワクワクする地域の魅力づくりの達成に向け、予算編成を行っ

てまいります。

次に、平成30年度の重点施策は何か、また詳細項目の中で特筆すべきもの、新規のものは何かでございますが、平成29年度は、健康と福祉の充実、子育て支援と生涯学習の充実、協働と交流による定住促進、活力ある産業の創出、地域の安全と安心の推進の5つの重点施策を上げておりました。平成30年度の重点施策につきましては、総合戦略の施策の方向性からも、健康づくり、福祉の充実、移住・定住促進事業の推進、子育て・教育環境の充実と支援、安心して暮らせる生活環境の整備、攻めの農業への転換と支援、それらを中心に重点施策を考えてまいります。

それぞれの重点施策の詳細項目の中で特筆すべきもの、新規のものは何かというご質問でございますが、現在、各課から予算要求の提出があります。これから本格的な予算編成作業に入るところでありますので、現時点におきましては具体的に申し上げることはできません。先ほど申し上げました総合戦略の方向性に沿い、議会から提案いただきました平成30年度の予算要望書も十分に踏まえて検討をしております。

それから、平成30年度の歳入歳出の総額を幾らと見込んでおるのか、財政調整基金の動きをどのように予定しているのかでございますが、これをまとめて答弁いたしたいと思っております。まず、町の財政状況について申し上げます。

歳入におきましては、平成28年度決算で町税が11億1,527万円となりました。平成29年度も、個人町民税や固定資産税の伸び等を考慮し10億円代を確保する見込みとなっておりますが、平成30年度におきましては、3年に一度の評価替えの年に当たります。これは固定資産税の関係であります。家屋につきましては約2,500万円の減収が見込まれておまして、11億円代の確保は難しい、そういった状況であります。

普通交付税につきましても、平成27年度と28年度を比較しますと6,866万円の減、28年度と29年度を比較しましても7,557万円の減と、ここ2年間で1億4,423万円もの交付税が減額となっております。地方財政計画がまだ示されておられませんけれども、平成30年度、総務省の予算概算要求で自治体に配分する出口ベースの交付税は2.5%減の15兆9,264億円を見込んでおり、町におきましても、29年度と比較しましてさらなる減収が見込まれると考えております。

また、財政調整基金であります。一般会計補正予算（第5号）で1億4,000万円を積み立てをいたしました。平成29年度末には、基金残高は約3億725万円になる、そういう予定であります。議員からもありましたとおり、近年、予算編成において毎年取り崩しをしてお

ります。平成27年度 2億1,137万円、平成28年度 3億3,209万円、平成29年度は 1億1,300万円の財政調整基金の取り崩しを見越して予算編成を行っております。

このような状況の中、町税の総額をおおむね10億6,000万円、地方交付税をおおむね14億2,000万円と見込みまして、一般会計当初予算の総額につきましては43億円から45億円を目指して予算編成を行ってまいりたいということになるかと思えます。

また、財政調整基金の繰入金を 1億5,000万円以内に抑えてまいりたいというふうに考えております。

公共建物の整備、インフラ整備、平成30年度の予算の中でどのように取り組むのかというご質問であります。平成30年度には個別施設計画の原案をまとめてまいります。公共施設等管理検討委員会、仮称であります。こちらを設置いたしまして、個別施設計画の基本的な方向性を示してまいります。今後の人口推計、施設全体の必要性や複合化、集約化、用途変更など、さまざまな視点から検討をしてまいります。既存施設の有効利用を図るため、他の用途への転換を図ったり、あるいは民間での運営が可能な施設につきましては積極的に民間への譲渡を考えるなど、今後の方針を決定してまいります。平成30年度の予算では、本検討委員会にご参加いただきます有識者の謝礼ですとか、あるいは公共施設の劣化状況の調査の経費を盛り込んでまいりたいというふうに現段階では考えております。

国道403号につきましては30年度予算での取り組みであります。これにつきましては、ご存じのとおり、国道403号の整備については道路管理者であります長野県が実施する事業であります。事業の進捗状況につきましては、平成28年度に現地測量を実施しており、現在、モデル整備区間として中町南交差点から北斎館入り口までの約100メートルの間の物件調査を主に行っており、平成30年度から物件補償、それから用地購入を行う予定となっております。

ご質問の平成30年度の町の予算でございますが、沿道の景観等について提案をいただいております小布施町国道403号新しい市庭通りを創生する会に係る予算を継続する、そのようなことを予定しております。

今後、具体的な沿道景観の整備方針、計画が決まってまいりますので、平成31年度以降に沿道の皆さんが実施する整備について支援できるよう、補助事業の導入などの制度設計を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、1点目として、ただいまの答弁の中で、30年度重点施策の中で最後の項目で、攻めの農業への転換と支援というような言葉がございました。この攻めの農業というのが具体的にどんなような、何をどう攻めるのか、具体的な見解をお聞きしたいと思います。

それから、2点目として、財政調整基金についてであります。先ほど申しましたように、平成22年が9億2,000万円をピークに、28年度2億6,000万円というようなことで、先ほどの答弁で、さらに30年度では繰り入れを1億5,000万円以内に抑えていくというようなご答弁でありました。この財政調整基金について、町としては、その適正額が幾らが適正なのか見込んでいるのかお聞きいたします。

また、先ほど申しました全国的に見ますと、財政調整基金の適正額は標準財政規模の10%としますと、当町の場合5億円となるわけですが、この辺の差額をどのように修正していくおつもりなのか、見解をお伺いいたします。

それから、3点目として、公共施設等総合管理計画の中で、平成30年度の予算につきまして、公共施設の統廃合についてはどのようにお考えになっているのかお聞きいたします。

例えば一例を挙げますと、ふるさと創造館などは施設管理委託料が100万円ですか、土地借上料が101万円と、また保険料とか合わせて二百数十、二百何万円というような費用がかかっているわけでありまして。こういったものをどうしていくのか、30年度予算の中でどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

また、4点目といたしまして、公共施設等総合管理計画においてでありますけれども、公共施設等適正管理事業債というのが総務省が発表されました。これにつきまして、平成30年度予算では、この事業債に対してはどのように取り組む姿勢なのかお伺いいたします。

それから、5点目といたしまして、403号についてであります。12月会議の冒頭の挨拶では、来年度、用地購入というようなご挨拶がございました。これに対しまして、今の説明では、30年度予算ではこの土地購入の予算の説明がなく、新しい市庭通りを創生する会にかかわる予算を予定していますというようなご答弁でありましたが、この辺につきましてもう一度再度ご答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 私のほうより、最後の国道403号の関係についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁の中にありましたように、国道403号の整備につきましては県事業で実施しております。そのような状況の中から、用地購入、補償料の支払い、そういうものにつき

ましても県事業として県の支払いとなりますので、町の予算としては計上しないということでお答えをさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、再質問について、4点についてお答えいたします。

最初、攻めの農業ということでご質問ありましたが、現在、農業の中で、今まで農業を黙々とやって、それでそれをどこかに出荷するというような形態がかなり多く続いてきたと思うんですが、そういったものから外れて離れて、やはり積極的に売り出していくと、高く売っていくというようなこと、ちゃんとした自分たちの顧客を持つ、それから農業の農産物のブランド化を図る、そのようなもので、待ちではないと、いわゆる攻めだということに攻めの農業というものがあるというふうに考えております。

それから、財調の適正規模という2番目のご質問ですが、適正規模というものが国に示される標準財政規模の10%ということであるとすれば、こちらの認識では30億円が標準財政規模というふうに考えておりますので、3億円という形になります。ただ、この適正かどうかというのは、はっきりその目的、使途ですとか、そういったものが確定しないと、何が適正なんだかどうかということとは決まりません。

やはりこういった財調の使い道として、一つは、先ほど議員もおっしゃられたように、いわゆる災害といったところに使うというところは非常に大きなものがあると思います。その中で、一旦非常に大きな災害がありますと、やはり3億円では足りないのではないかというふうに思っております。ちなみに栄村で以前、地震がありました。あのとき使った基金の額が5億何千万円ということで、3億円を超えております。同様な被害が起きるとは限りませんが、非常に多額の財調は必要であるだろうなというふうに思っております。

それで、その次ですかね、公共施設の統廃合についてどう考えるかということなんですが、先ほど一つ、ふるさと創造館の例も出していただいたんですが、これはまずは基礎的に、一つ一つについてどういった使い道をされているのか、それからどういう利用者がいらっしゃるのかといったものをまず調査してから、それぞれの重要性を加味して、ほかのところでもそういった機能が果たせるのかどうか、一つ一つ検証しながら、個別の管理計画とともに積み上げ、方向性を出してまいりたいというふうに考えております。

それから、4番目の、いわゆる公共施設を壊すというものが、公共施設等管理計画をつくっておればいわゆる適正なその事業債が借りられるということに対するご質問であります。これも平成30年度、まだその計画といえますか、具体的に何を壊すというところが決まって

おりませんので、それについてはまだ30年度では少し無理かなというふうに考えております。いずれにしましても、結論が出るものがあれば、そういったものも視野に入れながら検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再質問をさせていただきます。

国道403号についてですが、ただいまの答弁だと、県からの補助金を当てにしているという。30年度予算では、町の予算としては、市庭通りの会ですか、そちらのほうにだけ使う。土地購入というのは土地開発公社が絡んでやるのかどうかということをもっとお伺いいたします。

それから、30年度では、土地購入というのは町からは歳出しない、県からの補助金のみでやるという、その辺のことをもう一度確認いたします。

それから、2点目として、ただいま財政調整基金についての答弁がございました。3億円では足りないという、そういうようなご認識でありましたが、それではその足りない分の差額、今の現実の財政調整基金の基金残高と、さらに3億円では足りないという答弁がございました。その差額についてどうしていく予定なのかお伺いいたします。

それから、もう1点、公共施設等総合管理計画に沿って進めていくわけでありましてけれども、この辺の進め方に少し遅さを感じるようなところがあるわけですが、もう少し早目早目と手を打っていく必要があるのではないかと思っております。それからまた、先ほどご質問させていただきました事業債につきましても期限が区切られているものであります。そういったような意味からも、早目早目に手を打っていくのがいいのではないかと思います。その辺につきまして再度お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 私のほうからは、国道403号についてお答えを申し上げます。

これは国道403号、三桁国道でありますから、本来、国道でありますけれども、県事業ということになるのは議員もよくご承知のとおりかと思っております。そして、これが都市計画道路として昭和56年に16メートル道路決定をされている。この16メートル道路に沿った場合には、町のほうで予算化は一切要りません。なおかつ、その代替案として12メートル道路というような県からの提案もありましたけれども、この12メートル道路に沿ってつくれば、これも町の予算は、県事業、国道ではありますけれども、国が大半のお金を出してつくるわけですね、ですからこれについて町の予算は要りません。

ですけれども、私たちは、何度もこの議会でもご報告をしておりますように、あるいはご相談を申し上げているように、既存のパッケージである16メートル道路であるとか12メートル道路をつくるのではなく、小布施町としての道をつくっていくんだと、あるいはまちづくりの一番先頭に国道403号という道があるんだと、そういう認識であります。そうしますと、ここで県とようやく考えが一致してきたのは、そういう今までのパッケージたる16メートル道路をつくる、12メートル道路をつくるという認識を県のほうで改めていただいて、私たちがずっと7年も8年もお願いをしてきた方向に向かったわけであります。

そのときに、基本的には県がこの道路建設の全ての事業の費用を見るわけでありますけれども、道をつくっていく、あるいは空間を形成していくというところにおいては、ぜひ町として行わなければならないところも出てくると思います。今、それは今後、地権者の皆さんと県との話し合い、そういう中でどういうものが生まれてくるかわかりません。ですけれども、明らかに道路ではなく、ある種の空間をつくっていくときに、町として必要な経費が出てくるだろうということは間違いがないところであります。それを30年度当初に市庭づくりを創生する会の予算として盛りますけれども、恐らくそれでは足りないだろうということが出てくるだろうというふうに思います。

これは町並み修景事業をあるいは超える小布施町としての最大の事業でありますから、そのときはぜひ議員にお諮りをいたしますので、当初予算が絶対ではないと、流動的であると、この辺をご認識をいただきながら、今、何が出てくるかわかりません。最低限のものは30年度予算で盛りさせていただきますけれども、今後進めていくときに、そのことによって頓挫することのないように、町としてもこういう部分がこういうふうに必要なだということは議会に提出をして、ぜひお認めをいただきたいということを今時点ではお願いをしておきたいと思っております。基本的には県の予算でやるということであります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、残りの2点についてご答弁申し上げます。

財調であります。こちらの監査委員に毎月報告させていただいておりますとおり、今現在の財調の残高は2億8,900万円であります。そのところに、いわゆる耐震化でそれぞれの自治会にお貸ししましたものが返ってきますので、それを加えた平成29年度の年度末の現在高というのは3億円、先ほどお答えしましたとおり3億725万円となる予定であります。先ほどもお答えしたとおりなんです。もし10%が標準基準であるとすれば、既にもう達して

いるという形になります。

それでは足りないという私の考え方、個人的な考え方ではありますが、そういったものであるとすれば、それを埋めなければならない。じゃどういうふうに埋めていくのかというのは、これも先ほどちょっと答弁の中に加えてあったんですけども、きちんと今ある予算編成をする中で、なかなか事業を削るということはできないですね。みんな必要な事業になっています。そういったものを削らずに何とかするという形をとろうとすれば、やはり民間の皆さんにお願いをするというところが非常に大きなポイントかと思います。そういったものをお願いをしたりしながら、経費の削減を図って、その上で積み立てをしていくということになるかと思います。

そういった、これにつきましては施設をお願いをする指定管理という方法もありますし、今後、地方自治法の改正などで、いわゆるある事務の部分をお願いをするということもできるようになってまいる予定です。それから、ちょっと違いますが、スポーツコミュニティセンターのように、用途変更を伴って指定管理をしていくという方法もあると思います。いろいろなそれぞれいろんな方法を検討しながら、まずは財源を生み出すということをして、基金を積み立てていくということになるかと思います。

それから、いわゆるそういったスピードが遅いじゃないかということでもあります。大変ご指摘はありがたくて、ぜひ進めてまいりたいと思いますが、今現在、例えば施設の場合、現在使っていらっしゃる方々のこれからどうするのというところにも応えてまいらないといけないということでもありますので、そういった面につきましてはきめ細かにいろいろお話をお伺いする中で、次はどういうふうにするのかということを決めていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、次の質問をさせていただきます。

インバウンド受け入れ態勢について質問いたします。

2013年に訪日外国人旅行者数が1,000万人を超えたあたりから、インバウンドという言葉が頻繁にメディアに出るようになりました。昨年の訪日外国人旅行者数は2,400万人とされています。この3年間で2.4倍に急増いたしました。また、日本政府の目標として、2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人を目標にしているとのことでもあります。少子化、人口減少が進んでいるこの日本においては、インバウンド政策も大事な政策であり、企業にとっても大きなチャンスであります。

近年、小布施町内も外国人観光客が増加してきております。これからはさらに、先ほどの大英博物館での北斎展の影響もあり、ますますふえてくるものと期待されます。また、先日、上野の西洋美術館、ここで北斎の北斎ジャポニズム展というものを行ってりましたが、このときも外国人観光客が大変大勢訪れておりました。また、さらに2020年には東京オリンピックに向けてますますふえていくものと思われまます。

また、この質問の通告を提出しました11月22日の信濃毎日新聞では、関東経済産業局、コンシェルジュ団体連携、「北斎ゆかり観光地、小布施へ海外誘客」というタイトルで記事がありました。それによると、北斎にゆかりがある小布施町や東京都墨田区の観光地などのインバウンド、海外誘客を進めるため、経済産業省関東経済産業局と国内ホテルで誘客、案内を担当するコンシェルジュらでつくるレ・クレドールジャパンが21日、墨田区のすみだ北斎美術館で連携協定を結んだ。情報交換を進め、外国人観光客を迎える留意点などを自治体に伝えていく。同局は、外国人観光客がコンシェルジュに旅先を相談するケースに注目、両団体は本年度、小布施町と墨田区を紹介する冊子を作成予定で、8月に小布施を視察した。コンシェルジュに冊子を配り、観光案内に役立ててもらおうとありました。大いに歓迎すべきであって、またこういったことにもより、ますます小布施を訪れる外国人旅行者はふえていくものと思われまます。

そこで、2点について質問いたします。

1として、小布施町のインバウンド受け入れ態勢を今後どのように進めていくのか伺います。

小布施町における外国人旅行者数の推移、これをどう捉えているのか。

また、ガイドの外国語養成の考えはあるのか。

また、庁内のパンフレット、案内看板の外国語対応はどうか。ちなみに、現時点での訪日外国人を国別で見ますと、トップファイブが中国、韓国、台湾、香港、アメリカとのことであります。言語としては、中国語、韓国語、英語の順であります。この外国語対応はどうかお聞きいたします。

また、平成30年度予算での取り組みはあるのかお伺いいたします。

2として、経済産業省関東経済産業局とコンシェルジュのレ・クレドールジャパン、この両団体との連携を今後どのように進めていくのか、見解を問います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、こんにちは。

連日ありがとうございます。ちょうど傍聴の小学生の皆さんが帰られてしまう。私にタイミングを合わせていただいたようで残念でありますけれども、ほかにも傍聴の皆さんおいでになります。ありがとうございます。

ただいまの大島議員のご質問についてお答えをしたいと思います。

年々増加する海外からのお客様に対応すべく、これまで町や観光協会ではさまざまな取り組みをしてまいりました。ことしの2月でしたか、マレーシア国内にて活躍する商業デザイナー2名をお招きをいたし、町の暮らしや仕事に触れることで新たな観光コミュニケーションのデザインをご提案をいただく事業、あるいは山ノ内町及び中野市と共同をさせていただき、小布施を含めた観光資源の魅力を動画で世界に配信をする事業、小布施における文化を軸とした潜在型観光資源をパンフレットとして紹介、さらには多言語に対応した観光パンフレットやマップの作成、広域連携における地域観光情報の英語版ガイド作成、また昨年度、観光協会では町内のお買い物に際しコミュニケーションが図れるガイドブックの作成、英語の教科書のようなものですね、作成をいただくなどをしてまいりましたし、きのう来、この議会でも話に出ておりますし、また議員の質問の中にもありましたが、町事業ではなく、北斎館事業ではありますけれども、あべのハルカスの浅野秀剛館長の大変なご尽力により、上町祭屋台天井絵「濤図」を初め、14点ほどの肉筆画を大英博物館における北斎展に送らせていただき、続いて大阪あべのハルカス美術館で同内容の展覧会を開催、大好評の中で小布施の北斎がさらにまた注目を集めていただいております。

また、これもご案内のとおり、NHKが昨年暮れから大々的に小布施を取材をしていただき、たくさん放送を放映をしていただき、このことも秋の外国の方の訪問客増加にもつながっており、大変ありがたいことだというふうに思います。

そうした中で、今ご質問にもありましたけれども、今回の経産省の関東産業局のこれは一つの事業でありますけれども、都内高級ホテルコンシェルジュによる日本を本当に知りたい海外のお客様対象に行っていく事業に、私たちが提案をさせていただいた北斎を軸とした墨田と小布施を結ぶルート案内、ルート、この案が日本の中で4つほど採択されたうちの一つになり、関東産業局はそうした高級ホテルのコンシェルジュの皆さんの元締めとも言えるレ・クレドールジャパンと提携を結び、両団体と私たち小布施のご縁も生まれ、これから関係性が深くなっていくだろうというふうに思います。

また、これを受けて、つい最近でありますけれども、観光庁の資源活用推進室長ほか2名

の観光庁のお役人がお見えになって、つぶさに小布施を調査をされて、これはぜひ外国の皆さんに対してご案内をしていきたいというふうな動きにまでつながっております。

また、東京の墨田区でも、これも皆さんご案内のとおりでございますけれども、昨年11月22日にオープンしたすみだ北斎ミュージアム、これを軸に、小布施との関係をこれまで以上に大切に考えてくださり、本年の2月、8月号区報に小布施特集をご紹介くださり、これまで以上に機会を捉えては墨田区の皆さんを小布施へご誘導をいただいているところも皆さんのご承知のとおりであります。東京小布施会には、わざわざ墨田区の山本区長がご挨拶にも聞きにくださったりして、ますます墨田区との関係は北斎を軸にしながら大変強まっていくだろうというふうに考えているところであります。

そして、これらの動きというのは、私たちのほうから働きかけたこともございますし、また国、その他の団体でも、本当に日本を知りたい外国のお客様を小布施なら、小布施にご案内したらご満足をいただけるのではないかという、そういう見方から、一つのモデル地区としてご注目をいただいていることとも思います。

日本の国では、平成15年ぐらいですね、1月、当時の小泉総理大臣による観光立国懇談会というものを契機にして、バブル経済が崩壊後、弱くなってきていた国経済へのカンフル剤として観光というものを取り上げ、観光が我が国の力強い経済を取り戻すための極めて貴重な成長分野と位置づけ、国を挙げて観光事業を推進することが定められました。平成14年から17年にかけては、地域における観光振興などを担い、魅力ある観光地づくりを進める観光カリスマ制度などを裁定し、国内においておよそ100名近い皆さんをカリスマとして認定する事業がスタートをしました。

そして、平成15年時には500万人と言われた外国からのお客様、いわゆるインバウンドの皆さんをせめて数年の間、あるいは5年の間に1,000万人にしようという、そういう打ち出しを言い出されており、平成24年には800万人、そして27年には2,000万人を目標に掲げたアクションプログラムが平成25年度に策定、現在では、2020年東京オリンピックの年には4,000万人を目標とする明日の日本を支える観光ビジョンが策定されるなど、現政権においても観光立国づくりに向けたさまざまな施策が進められているところであります。

このような国策たる外国人観光客の皆さんをどんどん流入させていくというような施策には、私は、あるいは小布施町は必ずしもくみしているわけではありません。これはいつも私が申し上げているところであります。少しくちょっと異質な感じすらいたしておるところであります。小布施町は、このインバウンドということに特化することなく、この町が進めて

きた本来のまちづくりの姿を大切にしたい視点から施策を進めることが重要というふうに考えております。

昭和51年の北斎館建設を契機に、多くの皆さんに訪れていただくようになりました。これから訪れる皆さんにとって、何よりもそこに暮らす小布施の皆さん方が自分たちにとって暮らしやすい、心地よい空間づくりとして町並み修景事業が行われ、さらにそれが進んだ形でオープンガーデンというようなことが起こり、町中がまちづくり活動が住民の皆さんが主体の中で進められてきましたし、今も全くそのとおりであります。近年では、そうしたまちづくり運動がさらに進み、町民の皆さんがそれぞれにこの町をよくしようという思いから、さらにそうしたまちづくりが進み、さらにはお若い皆さんによる活動も目立ってまいって、大変ありがたいことだと思います。

こうした町の歴史や文化、伝統を重んじながらも、新たなまちづくりに町民の皆さんみずから取り組まれる活動にこそ、この町の本来の姿であり、こうした地域本来の姿を探求しようとする、小布施町自体を知りたいというふうに思われる知的な好奇心、こういう言い方がいいかどうか分かりませんが、本来的な日本そのものに対して興味を持っていらっしゃるお客様、もちろんこれは外国の方も含むわけでありませうけれども、そういう外国の皆さんにとっても、ある意味での日本を発見するという喜びにつながるものが小布施ではできるのだらうというふうに思います。

今申し上げたように、これまでインバウンド対応として取り組んできた事業は多くありますし、それらを大変大切にしていこう。それから、ありがたい機会とは受けとめつつも、本質的には、町がこれまで行ってきたまちづくりそのものを今後も進めることで、この町を訪れてくださる多くの皆さんの探究心に満たすことにつながるものであり、より多くの皆さんにお越しいただけることにつながるものと思います。

例えば小布施町は、町民の皆さんがお持ちである高い町民力、一つにはそれが親切、おもてなしの心としても十分にあらわれます。そして、その根底にはこの町を心から愛し、自信と誇りを持って町をきれいにさせていただく。今、繰り返しになりますけれども、よそからお越しいただいた皆さんには、日本の方であれ外国の方であれ、本当に親切に心からのおもてなしをするというようなことですね。これがやっぱり重要だらうと思いますし、先ほど大島議員のご質問にありました国道403号、動き出しましたけれども、いかにも小布施らしい道をつくる、国道403号で実現するというようなこと。

あるいは、昨日、富岡議員からご質問があった市街化調整区域、ここをぜひ課題を一つず

つ解決をし、維持、保全、町の外周を取り囲む部分のその美しさの保全、生活の保全、こうしたものに力を注ぐ、あるいは果樹王国たる農業の振興に資するというような本来的な目標などを確実に実現に向けていくことが、とりもなおさず外国の本当に日本を知りたいと思っ
ていらっしゃる方々にお喜びいただけることというふうに考えます。なぜなら、小布施には
本当の日本的なものがしっかりと残っており、また日本的な生活文化が十分に残っているか
らであります。

ただ、あえて申し上げますならば、冒頭申し上げた諸々の動きに対して、こうした小布施
町の皆さんにはどのように自分たちのまちづくりを考えているかということ、さらにはこの
町の一つのモデルでもある幕末期における葛飾北斎翁と高井鴻山先生の関係については、正
確な情報を発信していくことが非常に大切だというふうには思っております。80歳過ぎた体
でなぜ何度も北斎翁は町に足を運んでいただいた、そのようなことであります。そこには、
過去でありますけれども、友情というようなもの、あるいは信頼というようなものによる、
いわばまちづくり的なものが今の小布施の町にも脈々とそれが残っているからであります。

そうした意味では、北斎翁はもちろんでありますが、高井鴻山先生についての顕彰という
ことはやや滞っているなという感もいたします。町として、その間の事情をつまびらかにし
ながら、外国の方、あるいは日本の方に向けても、もう少し発信をしていく努力が必要であ
ろうというふうには考えております。

ただいまご質問にありましたわけではありますが、中国、韓国の方が多い、そしてその後が
英語だということでもありますけれども、私は町の美観からいっても、今はかなり進んではき
ましたけれども、英語一本でいくのがいいだろうというふうに思っております。私も英語な
どはしゃべれませんけれども、十分に通じるとは言いませんけれども、いろんな興味を持っ
た方には、そういうことをいろんな形でお伝えすることができるだろうというふうに思っ
ておりますので、特別なインバウンド対策は要らないというのは今の時点での私の考え方であ
ります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、自分たちにとって暮らしやすいまちづくりをさらに進めていくんだ
という、大変すばらしい考えであろうかと思えます。しかし、今の答弁にもございましたよ
うに、2020年では4,000万人、日本に外国人旅行者が訪れるという、こういう現実もござい

ます。近年、町内を見ていまして、日本人かなと思ったら言葉が通じない人とか結構大勢いたり、髪の毛の色の違う人なども大勢見えていたり、小布施も大分国際的になってきたなという、そんな感じがいたすわけであります。

やはりそういった方々が来町されているということは事実であり、今後もまたさらにふえていくということも、これも事実であります。そんなことで、やはりおもてなしということと具体的なその施策を打ち出していったほうがいいのではないかというふうに思うわけですが、その辺につきまして再度質問いたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） それは基本的な考え方を今お示しをしたわけだと思います。これは大方の小布施の皆さんがお考えになっていることとそう違わないだろうというふうには思っています。ですけれども、一方で、今、大島議員の再質問にありましたように、現実問題としてどんどんふえる外国のお客様に対してどうするのかと、これは重要なことでもあります。そんな呼んだわけだかないので知らないよというわけにはいきませんし、本来のお住みの方が持つおもてなしの心を十分にそこで発揮されなければいけない。

ということは、今、ボランティアのガイドの皆さんが非常に頑張っていておられますけれども、やはりそこに英語、少なくとも英語ですね、英語のできる方をできるだけ加わっていただく、それから私たち、議員の皆さんもそうでしょうけれども、できるだけ英語の簡単な対応ぐらいはできるようにしていくという、そういう機運というものが小布施の町には大切だろうというふうには私も思います。

先ほど小学生の皆さんたちは帰ってしまいましたけれども、ぜひ小・中学校の皆さんにも、小学校からも英語教育が始まりますので、韓国語、中国語までとは言いませんので、簡単なお客様と会話ができるぐらいな小布施町であってほしいなというふうには思いますし、そういう対策はできるだけ早く講じていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 続いて、1番、中村雅代議員。

〔1番 中村雅代君登壇〕

○1番（中村雅代君） それでは、通告に基づきまして1件質問させていただきます。

中学生の部活動のあり方は。

先月下旬に、町教育委員会及び町議会議員と小布施中学校との懇談会が行われました。この教育懇談会は毎年実施されておりまして、去年は栗ガ丘小学校において開催されました。給食試食会の後、各学級の授業参観があり、わずか50分間という日程でしたが、ほんのさわりだけを参観させていただきましたが、あの後どう展開されたのかなと興味のある授業は再度訪れることも可能でした。

短時間ではありましたが、各学級、人数が30人弱で、どの生徒も友達と一緒に大変意欲的に取り組んでおり、授業の課題に向け、自分の持てる学力をフルに発揮しながら学ぶ姿が印象的でした。休み時間になり、廊下などですれ違う際も、笑顔がまぶしいほど明るく挨拶してくれました。誰もが安心して学べる学級、学校づくりに、町や教職員の方々はもちろん、家庭、地域が連携して推進し、一人一人の生徒が主役として輝いているんだなと実感いたしました。参観後は、学校から教育方針や学校運営の基本方針などを伺い、懇談会をいたしました。

さて、文部科学省が平成25年度に行った平日朝の運動実施状況調査で、長野県の男子中学生は75.5%と全国トップで、いわゆる朝練、朝の運動部活動を行う中学校も約97%に上りましたが、運動部活動の加入率は年々低下傾向にあり、全国平均と比べても7%低いとし、過度な活動や疲労の蓄積から、スポーツ障害やドロップアウト、燃え尽き症候群に陥る可能性も否定できないとの分析もありました。

県は今、中学生期のスポーツ活動に携わる者が有効な手だてを講じなければ、生徒の健全な心身の発達や将来の本県のスポーツ振興に、ひいては県民の健康維持に大きな影響を与えかねないとの危機感を抱き、活動検討委員会を設置し、報告書を提出後、1カ月間パブリックコメントを募集し、翌年1月から学校関係者等への意見聴取を実施し、策定となりました。

県教委が指針で打ち出したのが異例の朝練廃止です。県の大部分の学校で年間を通し朝練をしているのは、全国でも長野県が突出しているという理由もありましたが、当時、中学校の運動部活動はどうあるべきか、全国に共通する問題で全国的に報道され、話題になりましたことは皆さんの記憶にも新しいことでしょう。

小布施町議会でも、平成27年3月会議で関議長の一般質問答弁で、その当時、小布施中学校では、生徒、保護者に朝練など部活動のアンケートを実施し、職員会、保護者会長会、小

布施中学校部活動・社会教育運営委員会などで議論を重ね、小布施中学校部活活動指針を作成、朝練は月曜休み、火曜日から金曜日は朝練をし、自主練として大会前は一部認めるなど、基本的に県の指針に沿いながら進めるということでした。このように、県の指針に拘束力はなく、県教育委員会は当面の対応は各学校に委ねる形をとりました。

指針の通知から約2年後の平成28年8月、県教育委員会はアンケート調査を実施したところ、県内186校の約80.1%に当たる149校が朝練を原則廃止と回答しました。原則行わないと回答したことは、一見、県教育委員会の指針が広く浸透しているように思われますが、実態を反映しているとは言いがたく、多くの中学校で、生徒の自主活動といった名目で朝練が事実上存続しています。

指針は、冬の日没が早い時期などは例外としており、冬季や大会前に朝練を実施する運動部や、地域や保護者らが運営する自主組織によるスポーツクラブなどへ名前を変えて朝練を続けるケースもあるそうです。生徒が自主的に練習をしている場合もありますが、顧問が指導し、練習内容も従来と何ら変わらないものが多くあるとの指摘です。朝練禁止は、部活動のあり方に一石を投じたとの評価がある一方、実態は従来と変わらない、指針に意味はあったのか、混乱を招いただけではないかと疑問を投げかける教員も多く、自主活動といえども、安全面などから、顧問は原則として付き添わなければならない現実です。

重複しますが、この指針に拘束力や強制力はなく、最終的に各学校が事情に応じて運用を決めるものであります。

そこで、中学校の部活動に対する町の考え方について質問いたします。

冒頭申し上げました教育懇談会にて、私のほうから朝練について質問もさせていただきました。

1点目、およそ4年弱が経過しましたが、県教育委員会の指針をどのように捉えていますでしょうか。

2点目、小布施中学校の実態はどうでしょうか。

お聞きすると、大会1カ月前の自主活動を認めているけれども、その大会が多くて、通年に練習が続くと聞いております。

3点目、生徒の体調管理はどうでしょうか。

授業に支障が出るほど疲れがとれない生徒がいるとも聞きますが、休養日や大会終了後の完全休息期間等は設けているのでしょうか。

4点目、部活動全体の指導のあり方はどうでしょうか。

休日、対外練習のあり方や、引率の責任管理のあり方等。

運営については、例えば運営委員会、保護者会など、どの程度開かれているのでしょうか。

5点目、教職員の負担軽減、外部指導員活用の増員などは工夫されていますでしょうか。

長野県の指針は、教員の負担軽減も求めています。

よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 中村議員の中学校の部活動のあり方について、私のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、中学校の部活動に対する町の考え方でございますが、小布施中学校における現在の部活の状況は、運動部が9団体で211人、文化部が3団体で52人、計263人が加入をしております。全校305人に対しまして加入率は86.2%と、非常に高い加入をしております。これは小布施中学校の生徒の皆さんが自分の意思で自発的、自主的にスポーツ等に親しみ、これらの楽しさや喜びを味わいながら、生徒がみずからの努力により学校生活に豊かさを求めるというあらわれであろうかというふうに思います。多少の試練はありますけれども、多くを得ているものと思ひ、大変有意義なことであるというふうに理解をしております。

5つの項目についてそれぞれお答えを申し上げますが、1番目の県教委の指針をどのように捉えているかでございますが、長野県内の中学生期のスポーツ活動を取り巻く状況は、運動部への加入率の低下とともに、体力、運動能力等の面からも課題が指摘され、また部活動の延長として行われている社会体育活動についても、ご指摘のとおり、一部の過熱化する活動等への問題点等が指摘されております。

こうした状況を受けまして、平成26年2月に長野県教育委員会が長野県中学生期のスポーツ活動指針を策定しまして、生徒一人一人に応じた指導の改善や運営体制の整備等の考え方を示しました。このような中、平成26年12月に小布施中学校では、全校生徒とその保護者を対象に部活動・生活習慣アンケートを実施し、この結果を踏まえつつ、県の指針に準拠しました小布施中学校部活の指針を策定し、この指針に基づき、適切な部活動を推進しているということでございます。

2番目の小布施中学校の実態はどうか、大会1カ月前の自主練を認めているが、大会が多く、通年になってしまうのではないかとございまして、通常の練習日は、ご指摘のとおり、平日の放課後であります。月曜日は部活のない日にしてありますので、週4日とな

ります。朝の部活動は、県の指針に準じて原則として行いませんが、小布施中学校の現状を踏まえ、次のとおりとしております。

朝練習は、自主練習とし、月曜の朝以外4日間を認めております。

なお、参加は任意で、生徒から申し出のあった場合に受理をしております。

また、日没が早い時期、中学校体育連盟が主催する夏季大会及び新人体育大会の4週間前、吹奏楽についてはコンクールの4週間前ということですが、それに限りまして朝の部活動を行えるものというふうにしております。

朝練習は、学校長の許可を得た上で、生徒や保護者に対して十分な説明を行い、理解を得ることとし、放課後の部活動の時間も含めて、県の指針に示された総活動時間の範囲内で行うこととすると。

なお、1年生については活動が過度にならないように、夏季大会前は特に配慮をするということになっております。

また、自主練習の位置づけを次のように定めております。

1つは、本人の考えたメニューや顧問の助言によるメニューを本人の意思で行うことを大切にすると。

自主練習を行う場合は、自主練習参加者希望届を自分の意思で提出し、提出した者は継続して参加することとすると。

2つ目としまして、顧問不在の場合でも、全職員で安全対策を確保できるよう、学校敷地内、これは総合体育館は含みますが、その活動にするということに取り組んでおるところであります。

3番目、生徒の体調管理、授業の支障等でございますが、これも県の指針に準じまして、平日に1日、土日に1日の休養日を設けております。

練習試合や大会への参加等により、土日の両日とも活動する場合は、休養日を他の曜日で確保しています。

土日の両日活動は、連続2週間以内とし、3週連続して活動する場合は、学校長の許可を得て、生徒や保護者に説明をし、理解を得た上で行うこととしております。

運動部活動については、生徒のバランスのとれた生活や成長に支障を来すことのないように注意し、個々の生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意しながら、練習時間等にも注意を払って取り組んでおるところであります。

今後においても、外部の指導者の支援や、必要に応じてはトレーナー、あるいは専門的知

識を持つ方の指導や情報を活用することも今後考えてまいりたいというふうに思うわけであり
ます。

いずれにしましても、一人一人の生徒の体調に応じて疲労回復やけが防止等に最善の注意
を払い、心身の成長に支障のないよう配慮してまいりたいというふうに思います。

4番目、部活動全体の指導のあり方はどうかと、あとまた休日、対外練習のあり方という
ことでありますが、一般的な指導上の留意点としまして、生徒の自主的な活動を促すとも
に、生徒指導、これは登下校、服装、活動時間、買い食い等のものですが、それと健康管理、
マナーの指導を重視をして取り組んでおります。

また、日曜日や祝祭日、長期休業中の活動については、あらかじめ計画を立てて、職員及
び家族との連携を密にして行うこととしています。

また、引率については、学校職員である顧問が責任を持って行うということにしており
ます。

これらから、学校は、今まで以上に家庭や地域社会とともに子供たちを育成する開かれた
学校となる必要があるというふうに考えるわけであります。部活動の顧問は、保護者
や地域の人々の意見を十分に聞くことが大切であり、家庭や地域の人々の理解や協力が一層
期待されるよう努力することが望まれるというふうに思います。

部活動の運営に当たっては、小布施中学校部活動・社会教育運営委員会を年一、二回開催
しまして、部活動運営計画の検討、地域と学校の連携や技術指導者の派遣、調整に関するこ
となどについて協議をしています。

さらに、部活動保護者会、これも年一、二回を開催しまして、部活動のあり方や重点の説
明、活動の反省など行っておるところであります。

最後の教職員の負担軽減、外部指導者の増員など、県の指針は教員の負担軽減を求めてい
るということですが、全国的な少子高齢化、人口減少の波の中で、小布施町におい
ても将来的には生徒数の減少に伴うクラス数の減、教員数の減が、これが危ぶまれるわけ
ですけれども、これは部活動にも影響しまして、部員数の減、チーム編成に支障を来したり、
教職員数の減少により顧問のなり手不足や個々の負担増につながるものというふうに推測さ
れるわけですが、このような中で小布施中学校では、小布施学園コミュニティスクール委員
会の皆さんとともに、部活動改革推進に向けた特別チームをもう既に編成していただい
ておりました。今後、部活動運営のあり方を検討し、新たな方向性を打ち出そうと組み
組みを始めたところであります。

現在、国や県においても検討が進められている有償の部活動指導員の導入や将来的な種目の編成なども視野に入れながら、小布施の中学生にとってふさわしいこれからの部活動の姿を模索してまいりたいというふうに考えております。今後、方向性がまとまり次第、保護者を初め、町民の皆さんにお知らせをしてまいりたいというふうに思います。必要に応じては来年度の予算要望もしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいま答弁をいただきました。何点か、全体通しての質問となってしまうこともあります、お願ひいたします。

まず、1点目ですが、本人の意思尊重ということで自主練習を認めているということが印象深いんですけども、ただいまご答弁いただきましたように、休養日など、そういうものも現実に本当にそのとおりになっているのか。そこが本人の意思となりますと、楽しいからやりたい、そのまま受けとめてもよいか、もっと向上したいからやりたい、大会に勝ちたいから続けていかなければという思いもあると思うんですね。

体調を崩したという生徒は、本当に楽しいし、部員同士も関係もよいし、顧問の先生や、また地域の指導員の方のそういう指導もとてもよいということでした。そういうそもそもこの指針策定に至ってのそういう背景というものは、長時間にわたる部活動によって中学生の生活がバランスを欠いたものになっている、部活動に熱心に取り組む生徒がいるなど、そういう面から体力や運動能力、そういうところから課題というものが見え、策定に至ったと思ひます。成長期にある中学生が1日の限られた時間の中で運動、栄養、それから睡眠などのバランスとれた生活習慣を身につけるために、部活にはどんなふうに取り組んでいったらいいのかなというのをいろんなところから検証したのが、この指針ではないかと思ひます。

指針の運動部活動の活動基準というところにもあります。疲労の蓄積を抑えて、練習の効果を高めるために、平日に1日、土日に1日設定するとあります。その原則と生徒の自主練というか、こういう希望というものを受け入れる中での本当に休みがあるのかどうかというのも、ちょっと私の聞いたところでは理解できない面もあるんですが、その辺をまたちょっと伺いたいんですが、お願ひします。

それから、部活動の指導のあり方で、保護者会や運営委員会を開催して、その都度開かれた学校となることを必要としていますということだったんですけども、保護者会を開催す

れば、実際現実、その保護者の方たちの要望が大変高いもの、強いものというものがあって、なかなかそれを受け入れるということが、全て受け入れるということがよしなのかというのも私の疑問ではあります。また、顧問の先生方も負担に感じているということもあるとお聞きしておりますので、その辺、保護者会に向けてのそういう面での理解というものは今後どうしていかれるのでしょうか。

県の教育委員会、県からもチラシとか、こういう形で保護者向けの方にチラシなども出ていますけれども、もう何年かたっているんですけども、新部員の保護者の人というのは初めてというお母さん、保護者の方もいらっしゃるんで、そういう方々に丁寧に、こういう保護者、子供の心身の発達ということも考えながら部活動あるべきなんですよというような、そういう啓発などももっとして行ってほしいなという思いがありますが、その点いかがでしょうか。

それから、教職員の負担軽減という部分で外部指導員の活用なんですけれども、やはりこれは有償ボランティアということも、先日、学校の教頭先生の意見の中にもございました。考えていきたいということで、小布施町にはもう独自のそういう制度があって、つけていただいているんですけども、また今後、県の方針などでも制度化されてくればそういうことができるということだったんですが、やはり予算はあってもなかなか、予算もそんなにないかもしれないんですけども、指導員の方も少ない状況であって、見つけられるのかなというのも懸念される点ですので、その点も人材確保や、引率のそういう責任も今度任せなければならぬという面もありますので、任用の基準などもどんなふうを考えておられるのか、わかる範囲でお願いします。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

部活動そのものが学校指導要領に記載されておまして、学校教育の一環であるということとは間違いなことなんですけれども、活動そのものが付加的なものでありまして、教員の本来の業務からは明記されておらず、そういった面で非常にブラックなところがあるわけで、いろいろな問題が生じてきているものというふうに思います。これは教員だけでなく、それに参加する子供たちにとっても不明確なものがあるかというふうに考えております。

そんな中で、部活そのものにおきましては、いろんな精神的な充足、また心身両面にわたる健全な発達に資するというところで、生涯にわたって健康を維持して生活を営むという面で

の基礎づくりとして、これまた大変重要に昔から取り組んできたことだというふうに理解をしております。

そんな中で、県の指針が出され、また学校でも方針を定めたわけなんですけれども、その方針につきましては十分尊重をして、小布施中学校は、小布施中学校の校長先生とそれから顧問の先生方が十分そういった配慮をしながら、小布施の子供たち一人一人に見合った取り組みを現在していただいているものというふうに私どもは理解しております。

保護者のいろいろなご要望や、また先生方のご不満なところもあるわけですが、そういったものも組み入れて、現在、コミュニティスクールの検討委員会とか、そのほかの既存の部活についての検討をする会議の中で、そういったものをここで出し合ひまして、今後の中学の部活というものをしっかり方針を出して取り組んでまいりたいというふうに考えます。

それから、部活動に携わっていただく外部の指導者につきましても、それとあわせてコミュニティスクールの大切な取り組みでありますので、広く町民の皆さんに声をかけさせていただき、今16人が携わっているわけなんですけれども、まだまだ学校ではそれ以上要望されておりますので、適切に適任者というものを選出してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいまご答弁をいただいたわけなんですけれども、やはり部活のあり方というもの、不明確になるというところもあったんですけれども、先日、県内のニュースの部活、子供も人口減少に伴っての部員数も減少して、部活として設置できるのかどうかという特集があったんですけれども、それでは小学校からその学校にも進学なさっているということで、小布施の方が報道されていたんですけれども、やはり進路にもかかわってくることで、一番は当事者は生徒ということですので、これから今の時期、来年度に向けてということでは、また考え方を小布施中学校に進学にということも考えられ直されたし、違う県外へ行かれるというようなお答えの方もいらっしゃいましたが、今、中学1年生で小布施から行っていらっしゃる方にとっては、来年度その部活があるかどうか、存続するのかなというのは大変なもうことになってきますので、その辺もう少し生徒の意見を尊重しながらも、こちらからできることは会議などでも検討を先駆けてしてはどうかでしょうか。

それから、これもまた信毎の6日でしたかね、その記事でも、教員の勤務の改善ということが出ていた記事なんですけれども、もう本当に全国ニュースでも取り上げられていたこと

ですので、なかなか先生方にとっても保護者会などの要望を受けて、とにかく頑張る、部活でも頑張れる顧問でありたいという思いもとてもあると思うんですね。それが小布施町ということは、前例というか、これまで築いてきたそういう歴史もありますし、そういうものも重んじながら、先生方がその中ではさまで苦勞なさっているというのがとてもこれからは改善していかなければならないというのは、町や学校が主導的にやっていくことがよいかと思います。

もう近々、来年度にもその方針が示されて、例えば月2回以上の教職員定時退勤日というのを全校で県内でやるんだというようなことも書いてありましたので、その点からも、小布施だけ例外だよというわけにもいなくなってくると思いますので、その検討委員会ですか、学園スクールでのコミュニティでのその検討委員会なども早目早目に投げかけていったほうがいいのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再々質問にお答えしますが、いずれにしましても、今のいろいろ部活に関する問題につきましては、そういった検討を早く進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

特に希望しておられる小学生の子供もあるというふうなことで、それも認識をしております。子供の希望がかなうような、そんな部活のあり方というものも重視しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、先生の負担につきましても、今いろいろノー残業デーとかノー部活デーとか、いろいろと取り組んでおったり、教育委員会が肩がわりして、外部指導、あるいはこれまた職場体験の事業所等の発掘とか、そういったことも教育委員会のほうで取り組みを行い、先生方の軽減を図っておるところですので、そういった全体的な中でも先生方の負担軽減につなげてまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（関 悦子君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開の予定は午後1時10分となります。再開につきましては放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時10分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

休憩前に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関 悦子君） 5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づきまして2点質問させていただきます。

最初に、千曲大橋建設と小布施橋の補強についてです。

去る8月10日、須坂市メセナホールにおいて、ことしも千曲大橋県道建設促進期成同盟会が開催され、小布施町議会からは、私を初め総務産業常任委員会の委員が多数出席をしたところでございます。この千曲大橋県道建設に向けた運動は、昭和51年にスタートし、ことしで41年目を迎えることとなったわけですが、この間、平成24年3月には、長野県知事に千曲大橋建設に向けての取り組み強化についての要望書の提出がされ、同年6月には、陳情書が長野県議会に提出をされました。そして、同月定例会にて採択、決定がされたということがあります。その後、堀内県議が県会において一般質問され、それ以降、具体的な動きがなく、今日に至っております。

千曲大橋建設が進まない状況の中で、小布施町にとって、小布施橋は千曲川を渡ることのできる唯一の橋であるばかりでなく、隣の中野市の皆さんにとっても大変重要なものとなっていると思います。しかし、この橋の問題点は幅が狭いことであり、大型車同士の通行がスムーズにいかない点や、片側一車線のため、低速走行の農耕車等の通過の際、朝の通勤時には中野市方面からの車と小布施町側からの車で数珠つなぎとなり、交通の渋滞となっております。また、豊野側に畑を持つ農家の皆さんからは、スピードスプレーヤーやトラクターで小布施橋を通過する際、他の車に迷惑のかからないように、片側2車線だったらとよくお聞きをします。

もう一つの問題点は、小布施橋は昭和43年12月に竣工し、来年築50年を迎えるということでもあります。つまり橋の老朽化が進んでいるということです。鉄橋はインフラ経年が50年と

言われておりますが、補強部材により数百年でも寿命を延ばすことができるようであります。

そこで、1つ目としまして、小布施橋のかけかえか補強かの検討時期に来ていると思いますが、町として県や関係機関に要望していくのかどうか。

2つ目として、千曲大橋建設がなかなか進まないが、須坂市、高山村との連携はもちろんだが、中野市、山ノ内町も巻き込み、もっと強力に進められないか。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 川上議員の千曲大橋建設と小布施橋の補修についての質問にお答えを申し上げます。

小布施橋は、木橋から永久橋にかけかえをしてほしいとの地元地域からの強い要望を受け、昭和32年から工事に着手をされ、昭和43年12月に竣工をしました。橋の延長は960メートルで、竣工当時は県下一長い橋でした。小布施橋の狭い箇所は幅員は5.6メートルで、歩道がなかったことから、歩行者や自転車が安全に通行できるように1.5メートル幅の歩道橋が平成5年3月に完成をしています。

本小布施橋は、ご質問の中にありましたように、千曲川左岸の樹園地へ向かう農耕車や朝夕の通勤車両が多く利用しており、渋滞等を起こしている状況が見受けられており、この解消のために、橋のかけかえやほかの橋への通過車両の誘導、分散などが求められてきました。このような状況の中、（仮称）千曲大橋の建設構想が出てきました。

小布施橋を中心とした橋の配置、間隔ですが、下流側の立ヶ花橋間は3.3キロメートルですが、上流側の村山橋までは5.5キロメートルと、下流側に比べて倍近い距離があることから、長野都市圏と北信地域市町村圏を結ぶ新たな幹線として、また両都市圏の産業文化や観光の発展と住民福祉の増進につなげることを目的に、昭和51年8月に（仮称）千曲大橋建設促進期成同盟会が発足し、須坂市、長野市、高山村、当時の豊野町と当町とで研究、要望活動等を実施をしてきました。平成26年には、事業の明確化を図るため、同盟会の名称を現在の千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設促進期成同盟会に変更し、長野県において事業採択されるよう、要望先をより明確にしています。

これらの経過を踏まえてお答えをさせていただきます。

最初に、1点目の小布施橋についてのご質問ですが、小布施橋につきましては、昭和54年に発足した主要地方道豊野南志賀公園線改良促進期成同盟会で要望活動をしております。小

布施町からは、先ほど申し上げましたように、道路幅員が狭く、また渋滞も発生していることから、それらを踏まえ、小布施橋の橋梁かけかえを第1要望としているところですが、かけかえが難しい場合には、補強にならざるを得ないと思っているところでございます。

次に、2点目の千曲大橋県道建設についてです。本建設促進要望につきましては、経過等、詳細に議員より説明がありましたとおり、平成24年長野県議会6月定例会において、千曲大橋建設に向けての取り組み強化についての要望書が採択と決定をされております。また、毎年開催している総会の際に来賓としてご臨席いただいております国会議員、県議会議員及び長野県へ要望書をお渡しするとともに、県議会危機管理委員会現地調査の際に関係市町村で陳情をしております。

ご質問の趣旨は、現在の体制に加え、中野市、山ノ内町も巻き込んで、もっと強力に進めたほうがよいのではないかというご提案だと思います。本千曲大橋県道建設促進につきましては、前段で申し上げましたように、各市町村単独での活動ではなく、期成同盟会として活動しております。今回いただきました議員のご提案を幹事会でお話し、検討していければと考えております。

今後も早期実現に向け、本期成同盟会構成市町村と連携し、関係機関への要望活動などに取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいまご答弁をいただきましたが、最初に小布施橋のかけかえについて昭和54年発足した主要地方道豊野南志賀公園線改良促進期成同盟会、こちらのほうで要望活動をしてきているということなんですが、最近のこの具体的な活動内容、実績についてお話をいただきたいと思います。

それから、2点目の千曲大橋の関係ですが、幹事会で提案をして進めていただけるということで理解してよろしいですかね。その2点ですが。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えを申し上げます。

1点目の主要地方道豊野南志賀公園線改良促進期成同盟会総会の関係ですが、本年10月27日に高村山役場で総会を開催しております。その際、関係する県の担当、また議員等もお越しになりまして、その総会の中で、本年度の進める事業計画としまして小布施橋等の改良促

進、そういうものについてご提案をして、決定をしております。

また、この期成同盟会では、県の担当の方と市町村担当で現地調査等も行っております。その際に県のほうからは、小布施橋につきましては、橋梁点検等をした中では構造的に現在のところ問題はないというような回答をいただいているところでございます。

あと、千曲大橋の関係につきましては、幹事会につきましては事務局が須坂市のほうでやっておりますので、須坂市の事務局のほうに話をさせていただきまして対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 高山村のほうで小布施橋についての話があったということですが、その改良の内容については、どのような改良を進めるというような話が出ているのでしょうか。

それから、橋の点検についてですが、県の担当というよりは、もっと専門的な方をお願いして、その強度についての評価というか、そういったものをお願いしたほうがいいのではないかなと思うんですが、その点どうですか。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

町からといいますか、期成同盟会のほうで、小布施橋につきましてはかけかえということで一応ご提案をさせていただいて、県のほうに要望をしております。

また、橋梁点検のほうにつきましては、現地調査の際に県の担当者から説明があったわけですが、その前段で、県で橋梁点検のほうを専門の業者に発注をしておりますので、その成果について現地調査をしたときに報告があったということでございますので、専門の業者によつての点検を実施した結果のお話があったということでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） かけかえを進めていくんだということですが、点検についてはどういった評価が出て、補強でいいのかどうか、その辺のところはそちらのほうからは話があったのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） この現地調査の関係につきましては、私のほうで出席をしていませんでした。担当者が出席をした中で、県のほうから、定期点検を実施しており、その

際、塗装の傷みについては構造的に問題がないということで、今後につきましても県として点検を行いながら管理をしていくという、そういう説明があったというふうに聞いております。詳細についてはまだちょっと確認はしてございませんが、現在のところ、すぐ橋がどうなるということではないというふうに報告をいただいております。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 次に、獣害対策についてということでお願いしたいと思います。

最近、イノシシ、あるいはハクビシンによると思われる農作物への被害がふえてきております。ある農家のお宅では、イノシシによるものと推測されるシャインマスカットの被害が100房ほどに上ると嘆いておられました。また、別なお宅では、ハクビシンではないかということで、やはり200房ほど被害に遭われたとのこととあります。ほかにも何人かの方が被害に遭われたと聞いておりますし、私自身も30房ほど被害に遭いました。

つい先日も、雁田地区にあるリンゴ畑に2頭のイノシシが目の前で畑を荒し回り、当日、町の職員に出向いていただき、現場の確認と今後について対策をとっていただくこととなりました。

このように、近ごろイノシシやハクビシン、カモシカ、熊といった野生動物が農家の畑に入り込み、農作物に大変な被害を与えている状況となっております。

イノシシは、農作物に被害を与えるだけでなく、人にも危害を与えることがあります。人に危害を与えるということでは、熊の存在も忘れてはならないと考えます。ことしも松川沿いで熊の目撃情報があり、友人の話では、目撃どころか、軽トラのフロントガラスに覆いかぶさってきたとの話であります。心臓がとまるほどの衝撃だったようであります。

そこで、1つ目として、被害に遭っている農地の近辺にはイノシシやハクビシンのすみかとなっている遊休荒廃地等があり、土地所有者に対し、荒廃地の改善に向けた指導が必要だが、町の考えは。

2つ目として、熊やカモシカは、松川の川伝いに下流へと下ってきているものと考えます。これらの被害対策には、小布施町単独では対処できず、須坂市、高山村と連携し、熊やカモシカが川を下ってこないよう対策をとる必要があるが、町の考えは。

以上ですが、お願いします。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 遊休荒廃地がイノシシやハクビシンのすみかになってい

るのではないかというご質問についてですが、現在、農業委員会が認定した遊休荒廃農地の中には、イノシシのすみかとなるような森林化して復元できないような農地はほとんどなく、畑を荒らしているイノシシは雁田山から出没しているものと思われます。また、ハクビシンは、タヌキなどの巣穴の跡や樹木の穴、住宅の屋根裏など、すみかを点々と移動し、生活していると言われていています。遊休荒廃地に限らず、町内全域に生息しているものと思われます。このため、特に雁田山山麓を中心に、猟友会の皆さんにご協力いただき、捕獲わなを設置いただくなど対策を図っています。

なお、荒廃地問題ですが、これは農業委員会が行う農地パトロールに基づく対応を図っています。具体的には、遊休荒廃農地に対しては、毎年、農業委員が農地所有者に対し利用意向調査を行い、その適正な維持管理と耕作を依頼しています。そうした上で、みずから耕作することができない場合については、農地中間管理事業や農地バンク事業を通じて、耕作する方を探していただくようにしています。引き続き、遊休荒廃農地の解消と担い手農地の利用集積を農業委員会と協力して進めてまいります。

また、2としまして、2つ目ですが、熊やカモシカが松川を下ってこないよう対策をとる必要があるのではというご質問ですが、こうした大型獣、大型のけものですが、里に出没しにくい対策を図る必要があるのではないかとご提案ですが、こうした環境を整備することはかなり難しい面があるかと思えます。

熊に関しては、当町ではここ数年、上松川橋周辺の須坂市側の農地や松川グラウンド周辺、また水上、雁田、松村地区などで熊が目撃されております。特に松川苑周辺のブドウ、リンゴ畑での目撃情報が多数を占めております。熊は、高山村の松川上流から下ってきているものと思われます。高山村内の松川沿いの電柵は、山田地籍から雁田山採石場付近までの設置となっており、電柵設置されていない場所や電柵の設置が困難な場所から熊が松川河川敷に侵入し、当町まで下ってきているものと思われます。

このため、熊に関しては、目撃情報が入り次第、広報を通じた注意喚起を図るとともに、速やかな捕獲体制を対策の柱としております。熊の捕獲等の許可にあつては、現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限り、期間を決めて県知事の許可が出されます。方法は、原則として箱わなによるものとし、1回の許可基準日数は30日以内となっております。松川苑付近には当町の住民の皆さんが所有する耕作する農地がありますが、須坂市地籍となるため、熊が出没したという情報をもとに、須坂市と連携をとり、須坂市で捕獲許可をとっていただき、箱わなを設置しています。出没する農地がほぼ同エリアであることから、今後も

引き続き須坂市と協力しながら、その対応に努めてまいります。

また、当町にも高山村にも電柵未設置の場所があることから、国庫補助事業等を活用し、その解消に努めるとともに、高山村と情報共有を密にし、その対応に当たってまいります。

なお、カモシカは国の特別天然記念物であることから、捕獲以外の防除対策を優先して行うこととされております。文化財保護法に基づく文化庁の許可を得た上で、必要最小限の捕獲とするなど、厳しく制限されております。カモシカに関しては、雁田山山麓で目撃情報がありますが、出没した場合には、山へ戻れるよう追い払い作業などを行っており、今後もこうした対策を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 昨年だったか一昨年だったか、小布施駅のすぐ近くの店舗でイノシシが入り口のガラスに体当たりをしてガラスを破損したような、そんなような事件がありましたけれども、そのようにイノシシそのものは山際とかそういったところに生息しているんだろうと思うんですが、そういったところから中心部に来るということになるには、やはり中継するような、そういった荒廃地といったようなものを中継しながら中心部に来ているのではないかと、こんなふうに思うわけです。

昨年、一昨年のそのイノシシの事件から、町として、これらのイノシシの生息、あるいはそういったことについて調査、研究をきちっとやってきたのかどうか、その辺のところについてちょっとお尋ねをします。

それから、熊の対策についてですが、須坂市に県の許可をお願いして、箱わな設置をお願いしていると。須坂市をお願いしているということですかね。小布施町ではお願いしているだけで、何もやっていないということですかね。

小布施側で、実は松川を越えたあたりのあの一带というのは、ほとんど小布施町の農家の方が畑を耕作しているという実態があります。そこで被害を受けるのもやはり小布施町の耕作者で、このことから考えれば、須坂市に協力いただくのは本当に申しわけないところではあるけれども、ご協力をお願いしたい。なおかつ、この小布施町としても、やっぱり小布施側に箱わなの設置をするなり、出てきたときには大変な被害が起きるものと思われまので、その辺のところちょっとまた小布施町としてどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） ただいまの2点の質問ですが、まず1点目のイノシシ等

の生育数調査というご質問だと思うんですが、イノシシの雁田山に生息する生息数調査というのは今まで行っておりません。

それから、2点目の先ほどお話しさせていただきました須坂市地籍でのイノシシ、熊等が出た場合の設置については須坂市に任せっきりみたいなかというお話かと思うんですが、実際は須坂市、高山村役場等と連携し、また猟友会とも連携しながら、ともに対策をとっているということですので、決して須坂市のほうにお願いしますということで丸投げはしておりません。連携しながら進めておるということでございます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 今の熊の関係から先にいきますが、現状では何もやっていないに等しいというところだと思うので、できましたら小布施町側からも県に箱わなについての申請をして、30日間の限定だというお話ですが、やはり秋の観光客が多い時期にはやっぱり何か何らかの被害があってはいけない。要するに、農家の皆さんも被害があってはいけないんだけど、人的な被害ということになると大変な影響が出ますので、そういったことから特にこの9月、10月のあたりには小布施町としてもやっぱりちょっと設置をする必要があるなどというふうに思いますが、とりあえずそれでお願いします。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） ただいまの質問なんですが、熊の場合は人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限り、県知事の許可を得て捕獲わなの設置ということになります。先ほどの須坂地籍の場合ですので須坂市のほうで、小布施地籍の場合は小布施町のほうで設置するというふうにはなっております。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 先ほど小布施町のほうでも松川のグラウンドとか、あの辺にも出てきているという目撃情報も先ほどあるという、何か所かで目撃されているという話もあったので、その辺はきちっとやらないとまずいんじゃないんですか。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 今の場合ですと、松川グラウンドで、松川グラウンドを通っているというこれ想定なんですが、それで須坂地籍の畑を荒らしている、現に果物がそこで被害が出ているということで、そこにおりを設置しているということです。あくまでも被害があった場所ということで、そこに設置をさせていただいているということでございます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 人的な被害がなければ、それは設置はできないということですか。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 人的等の危害の加えるおそれがある場合ということでございます。ですから、被害があったからという前の段階でも設置はできます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） では、おそれがあるということであれば設置ができるということですね。申請できるんですね。なぜ申請しないんですか。その辺お願いします。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 熊の出没に関しましては、特に一昨年が非常に多くありました。それで、多分出たという情報に基づいて、先ほど来、課長補佐のほうからご説明申し上げましたように、小布施町、高山村、須坂市、担当職員がそれぞれの現場に出向きまして、それでその対策というものについて話し合いを行っております。それで、その上で、熊の箱わな設置に関して最も効果的な方法と場所と、それから危害を最小限に食い止められる、そういう場所といったものを考慮しまして、現状におきましては、今回といいますか、これまでの例におきましては須坂市地籍の果樹園、ここでの被害が実際に生じておると、それから当然、農家の皆さんへの危害といったものも懸念されるわけですので、これまではその須坂地籍の畑に設置をしてきたということでございます。

それで、なぜ須坂地籍、須坂にそのということなんですが、これはあくまでも須坂地籍の農地に設置をするという県への申請が根拠になっておりますので、須坂市に行ってくださいということでございます。ですので、今ご質問のありましたこれから将来に向けて、例えば小布施地籍のほうで非常に熊が多く出没があるとか、すぐ小布施地籍の住宅付近に出るとか、そういった情報が多数寄せられてくれば、これは当然、小布施町として箱わな設置といったものをかける必要性といったものはあります。

ただ、これまでの熊の対策としては、ただいま申し上げた対策として行ってきたということでございますので、決して小布施町は一切何もやらないんだということではございません。これからどういう熊が出て、どういう危害があるかということに依りまして、特にも今出ているのが雁田山からということでありますから、小布施町だけでなく、高山村、あるいは須坂市とも連携しながら対策をとっておるということございまして、これからも同様に、その場所に応じて、一番危害が出そうな市町村がそれぞれ主体となって県への申請といったも

のは行っていくというふうになろうかと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 3市町村の中で人的被害が一番危ういのは小布施町だと思いますよ。

そういったことから、適地を探して県に申請するのは、これ小布施町として当然のことだと思います。町民にとっても大変恐れる獣、けものだと思います。その辺のところを適地を探して、特に適地というのは考えていないんですかね。どうでしょうか、小布施町側の。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） これは小布施町が決して一番危ないということではなくて、実際に高山村でも人的被害が出ております。そういったことも当然に加味しなければならないことだと思います。事前にじゃ設置できるかということに関しましては、先ほど来申し上げますように、非常に熊に関しては危害が、実際に目撃があつて、そこで被害が出るという、そういった場合に限って県のほうで30日の許可といったものが出るわけでございますので、どこを基準にするかということだと思います。

これまで熊が出没したということで、小布施町でも当然出没しておりますし、熊が歩く動物ですから高山村から小布施町に下って須坂市にふえてきたということの中で、これまでは須坂市から捕獲申請が上がっていたということでございまして、先ほど申し上げましたように、危害の人的危害、あるいは農作物への被害といったものが小布施町でも発生、熊の行動パターンによると思うんですけれども、小布施町の中が本当に熊が個体が徘徊しているということ事実があれば、これは当然、小布施町として早急に県に申請を行う用意はあるということでございます。

○議長（関 悦子君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 通告に基づいて質問します。

高齢者が安心して住み続けられるまちづくりについて質問します。

高齢になっても安心して住み続けられるまちづくりとは、誰もが、赤ちゃんから子供たち、若者、働き盛りの世代、そして高齢者も安心して住み続けられるまちと言えます。今、2025年問題と声高に言われておりますが、高齢化に対するその対応策等について町としてどのような計画か、具体的に質問します。

まず、1番目として、独居高齢者、高齢者のみ世帯が増加しております。私自身も、間もなく高齢者のみ世帯になります。小布施町の65歳以上の方のひとり暮らし世帯は464世帯、二人暮らし世帯は544世帯とのことであります。合わせると1,008世帯、実に小布施町の全世帯の3分の1が高齢者のみ世帯であります。この中には、現役で農業や家業に精出して働き、小布施町の生産活動を担っている方もおられます。また、そうした現役とは別に、地域のボランティア活動に生きがいを見出して、活発に活動されている方もいらっしゃいます。

そしてまた、いろいろと持病を持ったり、あるいは低い国民年金で、爪に火をともしような暮らしを余儀なくされている方もおられます。今、元気に活動していても、将来について病気になったり、介護が必要になったりしたときの日常生活をどうするか、不安を抱えた方もたくさんいらっしゃいます。ある後縦靭帯骨化症という持病を持っている方は、いつ発症するかわからない状態です。そのときにどうするか、早期入院、退院後の生活がどうなるか、今からはまだ考えられないのですが、いつでも心づもりが必要だと思いながら暮らしているとおっしゃっています。

皆さん、実はこうした心配などを抱えながら暮らしていらっしゃいます。子供と二人暮らし、あるいは二世帯、三世帯同居の高齢者も、それぞれ高齢者としての悩みは同じであります。先々にさまざまな不安を抱えています。本当に介護が必要になったときどうなるのだろう、自分の介護のために子供が勤めをやめることになれば生活はどうなるか、不安がいっぱいです。安倍首相は2015年9月、介護離職ゼロにすると演説でテレビで叫びましたが、やっていることは介護サービスの削減ではありませんか。

また、ひとり暮らしで冬の雪片づけや買い物をどうしようかの心配、お隣同士も高齢世帯、ひっそりと暮らさなくてはならなくなってしまう等々、心配の声がたくさん寄せられています。こうした高齢者お一人お一人の不安や心配に合わせた介護保険の生活援助の給付がなされることが一番安心な老後を送れる保障であったはずで、本来の理想であったのですが、このままでは生活援助の利用削減が行われるようになってしまいます。介護保険料は年金から差し引かれて支払ってきたが、自分が実際に介護が必要になったときサービスは受けられなくなるんじゃないかと不安がいっぱいです。

町としては、こうした町民の皆さんの老後の生活や抱えていらっしゃる不安や心配の実態をどのように把握し、どのように対応しているのか、また今後の対策についてご答弁ください。

2つ目として、町民向けの公共交通手段がいろいろ検討され、実験運行など試行されてきましたが、現在、依然としてゼロの状態です。高齢者へのタクシー券が年間36枚分ありますが、住民税非課税者と障害者手帳3級以上の方に支給が限られています。以前にも増して深刻なのは、高齢者の免許返納の問題です。新聞、テレビで高齢者の交通事故、高速道逆走などが大きく取り上げられ、高齢者の車運転が問題視されるようになったこともあって、返納が進んでいます。問題は、返納を呼びかけながら、返納後の手当てがないことです。車の運転ができなくなれば、病院への通院も買い物にも、歩ける範囲のほかは外出することができなくなる、これは認知症などの観点からも問題です。

私は、免許返納者には、小布施町に公共交通機関がない現状では、まずはタクシー券を支給するなどの手当てが必要と考えますが、その考えはないか答弁ください。

また、最も強い要望の声は、以前テスト運行でバスが走っていたのに、どうしてやめちゃったのか、せめてバスが欲しい、バスを走らせてほしい、通院や買い物に気軽に出かけられるようにしてほしいとの願いであります。バス運行について、その後の検討の経過と今後の展望を答弁ください。

なお、小布施町社協に貸し出す6人乗り乗用車が入り、登録者が利用できるということで、私も知人などに登録を勧めています。この利用についても進めていただきたいが、今後、拡充されるものなのかどうかご答弁ください。

3つ目として、お茶のみサロン等、高齢者の居場所づくりについて、今、自治会の役員さんや老人クラブの支部の皆さんが公会堂で実施されていますが、いろいろ課題があると思われます。これからさらに広げていき、地域の高齢者の行きやすい居場所となっていくために、どんな課題があるかご答弁ください。

4つ目として、高齢者や障がい者の見守り体制について質問します。

特に要支援状態、認知症になった方への支援や介護をされている方への支援をどのようにするのかであります。町長が本議会の開会挨拶で、認知症カフェ、オレンジカフェをオープンした、今後は月1回行おうと述べられました。大変いいことです。介護をされている方から、ちょっと一息つける場所が欲しい、気楽にほっとできたら、また元気に介護に励めるのにとのお話を伺っております。回数をふやしていただけるのでしょうか。

また、地域支え合いマップについてですが、関係する皆さんの取り組みによって、全自治会で作成、整備されていることと承知しています。これからの課題として、災害など起こったときに支え合いが実際にできるようにしなければならないと思います。そのためには、日常からの支え合い、訪問などが必要だと思います。信頼関係ができて、もしものときのいざというときに支え合いができ、役に立つものです。その日常の支え合いに支え合いマップを機能させているかどうか、日常的なつながりについてどうでしょうか。

また、認知症サポーター、キャラバンメイトにも取り組んでいるところですが、この研修を受けた方々は、認知症の方の見守りのために現在どのような活動をされているのか、皆さんの活動の実際についてご答弁ください。

最後になりますが、町の今後の町民福祉に対する対策の展望についてお聞きします。

私はこの8月、第63回日本母親大会が盛岡で開催され、私も参加してきました。日野秀逸さん、東北大名誉教授の記念講演で、私は大変学び、考えさせられました。日野さんがおっしゃるには、「私たちは平和を求め、健康で文化的な生活を求め、ささやかな幸福を願って日々を送っている。日本国憲法は、現実暮らしている普通の人々を対象として、個々人がそうした暮らしができる社会とするために、国のなすべきこと、国民がすべきことを定めている」と話されました。現代社会の中に勝ち組、負け組が言われ、それが社会の中で当たり前のようになって、弱者を救済するのが福祉であり、社会保障の役目だと思われがちですが、それは、日本国憲法の目指した本当に平和であり健康で文化的な生活が送れていない、実現されずにゆがんだ社会になっている現実だと思います。

日野さんは、著書「憲法がめざす幸せの条件」の中で、社会保障について、自分や家族や隣近所の手には負えなくなった生活問題を対象とし、自分や家族や隣近所では手に負えないから社会の責任でやりましょうというのが社会保障ですと書いています。とてもわかりやすいです。

続けて、生活問題が個人の手には負えなくなるということは、実は誰にでも降りかかる可能性があるのです。病気、けが、あるいは高齢化、あるいは思わぬ失敗で貧困になってしまう、要するに懐ぐあいに関係なく社会保障は必要になる、福祉は必要になると書かれています。実際に、所得の高い世帯に福祉は必要ないかと考えていただきたい。高齢になれば介護も必要になります。老老介護は所得の高い方でも大変なことです。

福祉や社会保障は弱者に対する施しであると歴史を逆走するような風潮、今、安倍政権の社会保障政策は全く逆の方向に向かっていると皆さんも気づいていらっしゃると思います。

今の社会保障政策は、中でも介護は、高齢者社会の今、国にとってお荷物で、手に負えないから、地域や隣近所、家族、そして自己責任で何とかしのぎ、解決しなさい、支え合いなさいと言わんばかりです。

普通、人々は、経済的な意味での損得抜きで自分の行動を決めることが実際には多いと思います。ところが、現在の政治は全く損得勘定が最優先で福祉を考えている。軍事費や防衛予算だけは損得勘定なしの天井知らずになっています。憲法13条には、幸福に生きる権利、幸福を追求する権利が保障されています。また、25条では、健康で文化的な生活の権利と、それを保障する国と自治体の義務がうたわれています。経済的、金銭的な損得勘定で行動するというよりは、まずは幸福に暮らしたい、幸福になりたい、願うのが先でしょう。

そして、幸福に暮らすというとき、平和のもとでの幸福を、しかも健康で文化的な内容の幸福を求めています。日本国憲法も、そういう人間像を前提にして、誰もがそういう幸せな生活を享受できる社会を実現するために13条があり、9条、25条があります。だから、憲法は、ごく普通の人間、私たちのような人間のためにあります。こうした普通の人々の暮らしを国や自治体が保障しなければならない、そのために民主主義がある。今、それがねじ曲げられて、選挙で多数をとったのだから何をやっても構わない、これが民主主義だとされてしまっています。

この間、私は、介護保険制度の後退による要支援認定者への介護サービス打ち切り、さらには要介護1、2の方への入所サービス打ち切りの方向など、政府の打ち続く高齢者いじめ、地方自治体へ、また高齢者への負担押しつけに対して、本議会で質問してまいりました。

それは介護保険制度が、そもそも高齢者社会を迎えるに当たって家族介護への負担を社会全体で公的介護の手を差し伸べようとして始まり、介護保険料を40歳から負担することによる共助、公助の充実により、高齢になっても保険者の一つの権利として介護保険制度のサービスを受けられるようになるはずであったのです。高齢者が安心して住み続けられる社会、根底には介護保険制度があったはずなのに、それが削減されて後退していくことは、私たちは住民にとっては将来の老後に不安が増大していくことです。そのようなときに、政府、厚労省は介護や福祉の削減を補うさまざまな新規事業を打ち出してくる、その事業の具体化にのみ進んでいくことでいいのかと常に問題意識を持ち、提起してまいりました。

私は、こうした介護保険のサービス削減は、サービスを受けられなくなる高齢者にとってはもちろんのこと、それにかわる事業を実施しなければならない地方自治体、小布施町にとっても大変困難なことではないかと考え、住民、高齢者福祉の現場から厚労省への率直な実

態を訴える意見具申を求めてきましたが、それはしないとの答弁ばかりでした。日本は民主主義の国です。地方から意見がたくさん上がってくれば、財務省の損得勘定での福祉、社会保障削減に対して、厚労省は予算獲得に動けるのです。今後、その観点から国に意見具申することをためらわないでいただきたいと思います。住民の声が自治体の意見具申という形で行われ、政策に反映されるのも民主主義の一つの形であります。そういう観点からも、ぜひご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） それでは、小林議員の高齢者が安心して住み続けられるまちづくりについてお答えいたします。

まず、最初の質問です。独居高齢者、高齢者のみの世帯が増加しているということで、町の対応はどうするのかということなんですが、まず最初に議員のおっしゃっていた独居高齢者の数、二人暮らし高齢者の数なんですが、恐らく住基からのものと思われまして、包括のほうで把握している独居高齢者につきましては、実際は、先ほどは464人とおっしゃられたかと思うんですが、実態ですね、世帯分離をしているご家族がたくさんいらっしゃいますので、実態は独居高齢者の方は今282名ほどということで、こちらのほうで把握しているところで

す。

それから、お二人暮らし高齢者につきましても、こちらのほうは毎回は把握していないんですが、1回精査したところ、大体1割5分ぐらいの方はやはり同居をされているということで、それよりもやはり、544世帯よりはさらに少なくなるかと思われまして。

答弁のほうですが、これまでも既に議会でご説明してまいりましたが、平成27年度の介護保険制度の見直しにより、要支援認定者が利用する通所介護サービスと訪問介護サービスは、平成30年4月から完全に介護保険の給付サービスからは対象外になります。それにかわるものとして、市町村が独自性、地域性を発揮して、効率的、効果的に取り組む介護予防・日常生活支援総合事業、略して総合事業といいますが、導入されました。

小布施町におきましては、平成29年4月から、認定の更新時期に合わせて該当者の皆さんに移行していただいているところです。小布施町は、従来と同様のサービス利用が必要な場合には、総合事業の制度内で同水準のサービスの利用が可能であり、制度の変更をほとんど意識することなく利用いただいています。要支援の方が通所介護サービスと訪問介護サービス以外のサービスをご利用になる場合、例えば福祉用具貸与とか通所及び訪問リハビリテー

ションなどにつきましては、平成29年4月以前と以降では変更はありません。

総合事業では、短時間の通所サービスもあり、対象者の状態に応じたサービス利用が可能になっています。実際に、平成29年度中に要支援認定の通所介護サービスから総合事業の通所サービスに移行される方は約25名ほどいらっしゃいます。また、訪問介護サービスから総合事業の訪問サービスに移行される方は約15名ほどいらっしゃいますが、既に更新時期を迎えた約半数の方が、皆その方の状況に応じたプランを介護支援専門員に作成してもらい、ほぼ従来どおり、ご希望に沿った従来どおりのサービスをご利用いただいているところです。

今後は、生活支援コーディネーターが中心となりまして、NPO法人やボランティアによる通所型や訪問型のサービスなどのサービス等の創設、それから発掘を行うことで、軽度者への支援充実を図ります。また、中等度以上の方については、介護保険制度を中心に町独自のサービスを組み合わせて、一層の支援を図っていきたいと思っております。

先ほどの質問の中で、そういう弱者といたしますか、独居高齢者とか将来心配な方たちへの意見とか気持ちをどういうふうに酌み取られているかというようなお話がありましたが、3年に1回、今もちょうど第7次介護保険事業計画を策定中ですけれども、3年に1回必ず、要支援認定されている方全員、それから500人ほどの高齢者の皆さん、そういった方たちに対して必ずアンケートをとらせていただいています。そこで、皆さんの今後に対するご希望とか将来に向けての不安とか、そういったものをお聞きして、それを反映して介護保険事業計画のほうも策定しているところですので、ご理解いただければと思います。

次にですが、町民向けの公共交通手段がなくて、高齢者の通院とか買い物などの外出も心配ということについての対策ですが、地域公共交通につきましては、小布施町公共交通会議で専門家をアドバイザーに迎え、今後の小布施町に必要な公共交通のあり方を議論しています。ご高齢の方を中心とした自動車を運転できない方に対する移動支援は、高齢化の進行に伴い、現在行っているタクシー助成券だけでは対応することに限界があると感じています。町民の皆さんが利用しやすい新たな公共交通網を構築していく必要を感じています。

議員もご承知のとおり、平成22年度から25年度にかけ、複数回、町内巡回バスを運行しましたが、利用いただく方が少ない状況でした。バス停までの移動すら困難という意見もいただいたことから、ドア・ツー・ドアに対応した乗り合いタクシーの実証運行を昨年9月、10月に地域を限定して行いましたが、こちらも利用者はわずかでした。現在75歳以上の方1,000人に対して、小布施町の交通に関する町民意識調査をお願いし、684人から現在のところ回答をいただいております。早急に集計、それから分析を行い、分析に基づくきめ細やか

な聞き取り調査も行っていく予定です。

現時点では、さきに述べましたように、巡回バスの利用は少ない状況ですが、ご高齢の皆さんの移動手段は大きな地域課題と考えています。なるべく早く対応しなければならないという認識もあります。一方、地域公共交通会議の委員からは、あり方を早急に結論づけると、過去の事業同様、利用しにくい公共交通になるのではという心配もされて意見が出されています。今後は、タクシー助成券や、現在、社会福祉協議会で行っている福ちゃんという有償ボランティアの買い物や通院時の支援、またことし始めました、先ほど小林議員からもおっしゃられました高齢者の生きがい活動とあわせたボランティアの送迎システムも利用いただきながら、多くの町民の皆さんにご意見を伺い、慎重に議論し、小布施町に合った地域公共交通を考えてまいります。

次に、3番目ですが、お茶のみサロン等の高齢者の居場所づくり、これをどのように展望していくのかということですが、このことにつきましては、住民の皆さんのご努力でお茶のみサロンなどが運営されていることに感謝申し上げます。お茶のみのサロン、居場所づくりが今後も継続し、一層広がっていくことに、町として強い期待を持っています。既存のお茶のみサロンの中には、一旦中止になり、再び実施になったところがあります。お茶のみサロン、居場所づくりの必要性は皆理解しつつも、運営を継続していくには、大なり小なり地域地域に課題があると思います。そのような気持ちに寄り添って課題解決のアドバイスをしたり、一層一緒に考えてノウハウを提供したり、サポートをしていきたいと考えています。

新規のお茶のみサロン、居場所づくりにつきましては、ことし委嘱しました生活支援コーディネーターが地域に入り、機運をつかんで、地域全体のサロン運営の立ち上げにつなげ、立ち上げ後もサポートしてまいります。誰もが歩いていける範囲の居場所づくりを全町的に図ってまいります。

次に、高齢者や障がい者の見守り体制ということで、特に要介護状態になった方、認知症になった方への支援はということですが、誰もが安心して住みなれた地域で暮らせる小布施町は、住民の皆さんの願いでもあり、目標でもあります。特に見守りが必要とされるのは、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、また徘徊が心配される認知症高齢者などが考えられます。

要介護認定を受けて在宅されているひとり暮らしの高齢者については、ほとんどの方に介護支援専門員が寄り添い、その人の生活環境に合わせたケアプランにより、さまざまなサービス事業者がかかわり、必要があれば、その人を取り巻く隣近所の皆さんや担当民生委員が加わって、見守りを含めた支援を行っています。

また、認知症高齢者の見守り体制については、昨年から、認知症サポーター養成講座を希望する団体や自治会を対象に、これまで8回開催し、243の方が受講していただいています。そのあかしとして、オレンジリングをお渡ししています。住民の皆さん一人一人が認知症についての正しい理解を深めていただき、地域住民みんなで見守る体制を整えていくため、さらにサポーター養成講座を多くの皆さんに受講していただくよう、積極的にPRしていきます。

先ほど、実際にサポーター養成講座を受けた方たちがどんな活動をしているかというお話でしたが、実際の活動というのは、その方たちが受けたからといって何か課せるわけではなく、認知症を正しく理解していただき、町の中で、もしそういう方に遭遇した場合、正しくにその方にお声をかけて、不安にさせないようにして安心な安全な場所に連れていくとか、役場に通報するとか、そういったことの理解を深めていただいているのが一番の目的です。また、そこから認知症に対して、こういうカフェ、先ほどのオレンジカフェですけれども、そういうところにボランティアで来ていただいている方もいらっしゃいます。

今言いましたことしの10月に認知症カフェ、通称オレンジカフェ、くりんこという名前ですが、有志のボランティアの皆さんを中心にオープンしました。このカフェは、認知症の方とその家族の皆さんに気軽においでいただき、居心地のよい空間で過ごしていただくもので、当事者だけでなく、専門職のほか、地域の住民の皆さんなど、どなたでも参加できるカフェです。毎月第1木曜日に千年樹の里健康福祉センターでオープンしており、このカフェも町内のほかの場所で開催されるよう、ことし、来年に向けてボランティアの育成とあわせて取り組んでまいりたいと思っております。

また、毎年、自治会ごとに見直していただいている災害時支え合いマップですが、災害時のみでなく、日常の中の支え合いや見守りに役立てていただけるよう、生活支援コーディネーターの活動もあわせて、その地域に合わせた支え合いや見守りの仕組みを住民の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

それから、最後に、これからの小布施町の福祉の方向性ということで、このたびの介護保険制度の見直しの中で大きな柱であります地域包括ケアシステムの構築、すなわち全ての町民、関係者が地域の問題、課題を我が事として捉え、かかわり、多様な主体、担い手がつながって福祉を支え合う地域を構築していくことと考えています。町、生活支援コーディネーターが地域の皆さんと対話をし、機運を高め、支援し、地域の力を盛り立てていきたいと考えています。

国、町ともに、財政状況が大変厳しい折、社会保障、介護保険に限らず、給付と負担のバランスを常に図り、適宜見直しを行うことで持続可能性を確保していく必要があります。このたびの総合事業の導入もその中の一つであり、専門的な技術が必要な費用をかけなければならないものと、委員会や地域の住民の力で費用を軽減できるものについてすみ分けをしながら、介護保険制度の運営の確保を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 何点かについて質問したいと思います。

まず最初の、介護が必要になった方への援助なんですけれども、本当に必要になったときに、その人が自分らしく生きられる、日常生活を送ることができるために、やはり一番大事なことは生活援助になってくると思うんですけれども、そのためにはどのようなサービスを、先ほど介護保険のサービス援助と、それともう一つは地域での援助と組み合わせて考えていくというような方策をおっしゃっていましたが、それというのはどういう方向でやっていただけるのか。

先ほど私がある方のお話をしました。後縦靱帯骨化症で、その病気が発症したときにどうなるのか。その方は、その後発症したときの状態についても十分にわかっている、その人が自宅に戻ったときにどういう援助が受けられるのかなということが一番の、発症したときすぐぽっくり逝けばいいんですけども、なかなかぽっくり逝くというのは今の進んだ医療の中では難しいということで、そういう中でその人がその人らしく生きるための援助というのは、やはり物すごい、生活支援にしる、それから身体介護にしる、たくさん必要になってくると思うんですね。そういうときの手助けの方法などはどのように考えているのかという。

それと、ある程度年齢がいくと、どうしても入院したりということもありますので、その入院した後、帰ってきた後の体制というのがどういうふうになるのかという点でも、やはりその人が小布施の町の中でその人らしく生きられるためのサービスの援助というのをどのように考えているのか、本当にその辺のところできちんとやってもらいたいと思います。

それと、公共交通という点で、先ほどもこれから巡回バスなども考えていくというような、検討をしていくというようなこともおっしゃっていましたが、答弁でありましたけれども、その今後の公共交通についてもどのような考えで、町民の皆さんはいろいろ福ちゃんとか福ちゃんの送迎バスとか、それから町で今、社協にお願いしている6人乗りの車とか、そういうのをお願いするときに、自分が誰かを探してお願いしなきゃならないのかとか、そ

ういろいろな心配などもあって、そういうのでは一番手っ取り早く自分の気持ちとしてずっと乗れるのが巡回バスだというようなことが皆さんおっしゃってくださいます。

そういう点でも、今は使わなくても何とかできているけれども、これから先どうなるのかと思うときに、巡回バスはどうしても欲しいというようなお話がありますので、そういうのは高山でも須坂でもそれから長野でも、市民バスとか村民バスとかぐるりん号とかあってあるんですけども、小布施町はどうしてそういうのが発展していかないのかなという点で、どのように考えているのか再度答弁お願いいたします。

それと、見守りについてなんですけれども、今、見守りが本当に助け合いマップで見守りの誰々さんは誰々さんを見守りするという担当者のようなことが決められているんですけども、それに沿った日常的な助け合いのようなものが行われている、どういうふうに行われているのかという点について再度答弁をお願いいたします。

それと、先ほど申し上げましたように、小布施町の町民への福祉サービスというんですか、小布施町の町民が皆さんが本当に安心してその人らしく暮らせるまちづくりという点では、本当に、ただ介護保険だけじゃなくて、いろんなことがあると思うんですけども、そういう点で将来的な小布施町、こういう小布施町にしたいというようなことがありましたら、ぜひ答弁お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） それでは、小林議員の再質問についてお答えしたいと思います。

最初の、おひとり暮らしの方ですかね、その方が入院されて、また退院されておうちに帰られる、そのときのすごい不安とかそういったものがあって、そういうご相談を受けたという話なんですけれども、確かにそういう方はほかにもたくさん大勢いらっしゃいまして、大体、病院のほうから先に地域包括等にご連絡があり、まずその方の環境とか、支援して下さる方とかいるのかいないのか、そういったことも含めてケアプランを、担当のケアマネジャーを選んで、退院前に相談に乗って、その方に合った希望する生活のプランを立てていただきます。

そして、そこに介護度にもよりますし、軽度な方については、総合事業という29年4月から始まった総合事業ですけども、そちらのほうで支援しますし、重たい場合ですと、介護保険を使っていただいで行います。また、そのほか町独自のサービスも組み合わせて、その方が在宅できる、その方の希望に沿った生活ができるようなものに、総合的に周りの方たち

がかかわりながら生活していただくようになるかと思えます。

もう一つの見守り体制の関係についてですが、支え合いマップが実際にどういうふうに関地域の中で生きているかということですが、確かに今の現在、災害時支え合いマップの見直しということで毎年見直しをしていただいている、その支援者というのは確かに日ごろの支え合いということには限定しないわけで、地域によっては、それが確かに生きていて、ふだんも気にかけてくださっている、ごみ出しとか、そういった雪かきなんかも気にかけてくださっている地域もあるようです。

その辺の実態を、また生活支援コーディネーターが地域に入りまして、地域支え合いマップ、プラスアルファそこに本当に日ごろの日常の支え合いのほうにつながっていけるような、そういったものを逐次、自治会によって地域によってすごく差がありますので、その独自性みたいなものもあるし、もともとできているサービスの自治会もありますので、そういったところも含めて地域を見直しながら、その支え合いマップが実際に生きていくような方向に持っていければなと思っております。

それから、町民の福祉サービスを今後どういうふうにする、確かに介護保険制度とか制度だけでは難しい、それだけではもう支え切れないという、もうそういう時代になっております。そのために、今回の総合事業もそうですが、民間の皆さんの力とか住民の皆さん、お元気な高齢者の皆さん、いろんな皆さんの力をいただきながら、それらが皆つながって、それぞれのお互いにそれこそ支え合うという、そういった意識を醸成して、地域の中でみんなが暮らせるようなものが一番理想ではないかと思えます。

そこにつきましても、先ほどから出ていますけれども、生活支援コーディネーターの役割がこれからちょっと発揮できるかなと思えます。地域に伺って、それぞれの地域の仕組みづくりというものを行いながら、公的なサービス、それから民間のサービス、住民の皆さんのサービス、そういったものを組み合わせて、将来そこにずっと住み続けられる小布施町というものをつくっていったらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 公共交通に関しまして検討しております企画政策課のほうでご回答させていただきたいと思えます。

公共交通につきましては、議員ご指摘のとおり、かなり高齢化の進行に伴いまして必要とされる方が今後ふえていくだろうという認識は持っております。先ほど答弁申し上げたとおり、過去において巡回バスを運行しておりましたが、その時点ではご利用いただける方が少

なかったというところで、小布施町においては、巡回バスではなく、タクシーの助成券を充実させることによりまして公共交通を担っていこうという判断でございました。

先ほど、近隣市町村では巡回バスが走っているのに、小布施町では何でできないかというところがあるんですけれども、逆にタクシー助成券に関しては小布施町においてかなり柔軟な対応はさせていただいておりますので、そういったところでご理解をいただきたいと思っております。

ただ、一方で、今後ふえ続ける公共交通を必要とされる方に対しまして、全てをタクシー助成券でやっていくということには限界があるという感じは考えております。公共交通会議の委員からも、タクシー助成券の対象範囲を狭めて巡回バスを導入したらというご意見が出ていたり、または巡回バスはやはりどうしても利用しづらい面が出るので、タクシー利用券に絞ってやったらどうかという複数の意見も出ています。そういった中で、小布施町にとって何が一番いいのか、公共交通のサービスが低下しない新しい公共交通網というものをつくってまいりたいと思っております、現在検討させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2点ほど、ちょっと再質問させていただきたいと思うんですけれども、介護支援、介護保険のほうで、これからは生活援助に対する、来年の10月からですか、生活援助を時間、これ何回以上はいけませんというような削減政策が出てくるというようなお話がありまして、本当に先ほどのように、帰ってきたときに日常生活がどのくらい援助してもらえるのかという点で、一番大事なところは本当にその人に必要な分の生活援助がきちんと行われれば、やはり自宅に帰ってきて生活できていけると思うんですけれども、その生活援助に対するサービスが削減されていくというような現状の中で、小布施町はそういう点ではどのような方向でやっていくのかというのと。

もう一つ、それはコーディネーターがこれから考えていくというようなこともありますけれども、以前は保健師が、ひとり暮らし、それから高齢者世帯のみの方への保健師の訪問というようなことがあったと思うんですよね。その方たちがずっと見守りもやっていただいていたという経験もあるので、今は保健師がなかなかそういう手が回らなくなってきたという話もお聞きしていますけれども、本当にそのための保健師の保健師らしい活動というのが必要になってくる、これから必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですよね。

そういう点で、保健師がどの程度こういうところに手を差し伸べてもらえるのかと。ただ、コーディネーター、今現在2人ですよ。その方たちだけで間に合うのかどうなのかというのも大変心配になってきますので、その辺のところも保健師の活動というのをもう少し広めて、保健師らしい活動を進めていただきたいというふうにも思います。

それと、高齢者のいきいきサロンというんですか、お茶のみサロン、居場所づくりという点で、今、全自治会ではやっているわけじゃないんですけれども、これから全自治会で必要にもなってくるんじゃないかというふうに思うんですよね。それも先ほどコーディネーターがこれから地域に入って、そういう喚起を行っていくというような答弁でしたけれども、本当にそれだけでいいのかどうかというところがありまして、一番大事なものは、そこでそれを実施して下さる方々への援助というのがうんと大事だというふうに思うんですよね。

今やっているところでも、やはりこれでいいのかなという考えながらやっていらっしゃるところもあると思うので、そういう点での指導というんですか、援助というんですか、そういうところもやはり十分お話を聞きながら進めていってほしいという、そういう点での課題というのはどうなんですか、出てきてはいないんですか。その辺のところでお答えいただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） それでは、先ほど生活援助の関係で、介護保険制度の中で削減されるとおっしゃられているんですが、多分、総合事業もそうなんですけれども、削減というよりは、恐らく本当に専門家、専門職が必要なサービスとか、専門職でなくても地域の住民の皆さんとか、あるいはちょっと知識のある方で済む場合のサービスとか、そういったものすみ分けにより、恐らく今回も要支援1、2の方たちの訪問とかデイサービスなどが総合事業に移行したというのは、そういうところからの話だと思われまして。

なので、生活、実際に本当にその方に必要なサービスが削減されるというか、サービスされないということは、こちら町としても考えてはおりませんし、恐らくそういう施策ではないと思われまして、その辺はそれにかわるサービスというか、結局、住民、元気な方たちが、元気な方による要するに支え合いみたいなものに移行していく、それがもう必要、そちらのほうが重要だということの中の政策の中の一つではないかと思われまして。

保健師の独居高齢者の訪問で、確かに昔、お元気訪問という形で、在宅保健師とかが伺ったこともありました。お元気なおひとり暮らしの高齢者につきましては、比較のおうちにいらっしゃらないことが多いのと、実際にちょっと心配なおひとり暮らしというような方につ

きましては、必ず民生委員とか、あるいは地域の皆さんからの情報で訪問させていただいて、それにより、必要なサービスなり見守りが必要な場合はそれに対応して、これまでもしております。

実際に保健師が従来のように全部の高齢者とかおひとり暮らしとかそういうところに回るというのは、ちょっと今の体制では不可能かと思われませんが、それにかわる民生委員だったり、そういった方たちの見守りの中で心配なおうちがあれば、うちのほうの保健師が伺うというような体制はとっておりますので、何かそういう情報があれば、こちらにいただいて伺って、話を伺って、そういった見守り体制を整えるということにつなげますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

あと、それからお茶のみサロンへの援助の関係ですが、お茶のみサロンにつきましては、先ほども申し上げましたように、今、全11カ所ぐらいですかね、やっけていただひていまして、まだ全部の地区には設けられてはひませんが、これが本当に、歩いていってそこで集える場所ということは、すごくこれからの居場所づくりというのに大切になってきます。介護予防の事業の中でも、すごく大切な場所になってくるだろうと思ひます。

これに対して、これを立ち上げ、そういったところをどんどん立ち上げていくのも生活支援コーディネーター、地域に入りまして、もしかしたらもう既にそういうお茶飲みのことをやっけていらっしやる自治会もあるようなので、そこを改めて焦点を当てて、そこを少しゆるんなところにつなげたりしながら、支援を受けながら、そこを居場所にするとか、そういったことをコーディネーターがこれから地域に沿って皆さんにお聞きしながら、押しつけではなく、住民の皆さんが自分たちでやるという、そういった意識も醸成しながらやっけていきたいと思ひております。それに対してのサポートとか支援は、当然、生活支援コーディネーター、また包括、町で行っていく体制でおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 通告に基づきまして、小布施町子ども・子育て支援計画の周知をとい

うことで質問させていただきます。

2017年、さきの衆議院選では、子ども・子育てに関して、教育無償化、小規模保育や企業主導型保育など保育の受け皿拡大、病児・病後児保育の充実、保育士・幼稚園教諭・介護職員等の待遇改善・給与引き上げ、教育予算の対GDP比をほかの先進国並みに引き上げ、相談体制・児童福祉施設・里親などの整備・拡充等々の公約を各党に掲げていただきました。

日本では、1980年に出生率が1.75と大きく2を割り込んだことから、将来的な人口減少が見込まれています。少子化により、年金などの社会保障費にかかわる現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等による社会活力の低下等の影響が懸念されていました。こうした状況を踏まえ、国では、1994年に厚生労働省エンゼルプラン、2001年に健やか親子21、2015年に子ども・子育て支援新制度施行と、少しずつではありますが、子供を産み育てやすい環境整備、また女性が社会進出していくための環境整備を進めてきています。

小布施町でも、内閣府令に定めるところにより、小布施町子ども・子育て支援事業計画を2015年に策定しました。本計画では、子ども・子育て支援法で定める、市町村が行うべき13の法定事業に対しての計画を定めております。13の事業を紹介させていただきます。利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業になります。

そこで、計画について4つ質問させていただきます。

小布施町子ども・子育て支援事業計画の法定13事業に対して、小布施町の計画はどのようなになっているのか。

2つ目として、平成27年度から平成29年度における教育・保育の量の見込み及び確保方法は。2号認定、3号認定ゼロ歳児、また1、2歳児の過不足数をお答えください。

子ども・子育て支援交付金を受け、新たに行っている事業は。エンゼルランドセンターや放課後子どもクラブのように既存事業が対象になったものではなく、2015年以降の新規事業をお答えください。

本計画が周知されていないと感じております。小布施町が子育てしやすい町を目指し取り組んでいるのであれば、町のホームページの掲載が必要では。本日時点で、ホームページに掲載が見つけられませんでした。周知に関する考えをお答えください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 山岸議員のご質問にお答えいたします。

小布施町子ども・子育て支援計画の周知をとということで、何点かのご質問であります。

少子高齢化、女性の社会進出による保育ニーズの増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化をしております。このような中、国では、平成24年8月に子ども・子育て支援法を初めとした子ども・子育て関連3法を制定いたしました。新たな制度の下では、子供の最善の利益が実現される社会を目指して、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子供の幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しております。この子ども・子育て支援新制度を推進するに当たり、小布施町では、平成27年3月に小布施町子ども・子育て支援事業計画を作成いたしました。

なお、この計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とされ、計画最終年度は計画の達成状況の確認と見直しを行うということになっております。

最初の1番目の質問、子ども・子育て支援計画の法定13事業に対して小布施の計画はどのようになっているかということですが、地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭が地域にある子育て支援サービスを利用しやすくするため、支援制度のもとに整理をされた事業であります。子ども・子育て支援新制度の中で、市町村が地域の実情に応じて計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業として、13の事業を定めております。

法定13事業に対しまして、小布施町の計画は、全ての事業を計画に盛り込み、13事業全て支援サービスとして位置づけをしております。町では13事業の中で、この13のうち10の事業について既に積極的に取り組み、実施をしております。

未実施の、あるいは検討中のものにつきましては、議員の列挙されました3番目の実費徴収に係る補足給付事業、それから④の多様な事業者の参入促進事業、⑥のショートステイなどの子育て短期支援事業の3つであります。これにつきましては、今後、子育てニーズや必要性に応じ、実施等について議論をしてみたいというふうに考えております。

実施されている事業を申し上げますと、赤ちゃん訪問の推進、これはこの13事業でいきますと乳幼児家庭全戸訪問、エンゼルランドセンターの運営につきましては地域子育て支援拠点事業、育児家庭相談員の派遣については養育支援事業、延長保育の実施につきましては時間外保育事業、預かり保育・休日保育・一時保育の実施につきましては一時預かり事業、病

後児保育の実施については病児・病後児保育事業、放課後児童クラブの運営につきましては放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンターの運営につきましてはファミリーサポートセンター事業としまして取り組んでいるということでもあります。

次のご質問ですが、ちょっと3番目を先に申し上げますが、子ども・子育て支援交付金を受け、エンゼルランドセンターや児童クラブ以外の新たに行っている事業とのご質問でございますが、これらの地域子ども・子育て支援事業に係る費用につきましては、一定の基準に基づき、国・県から交付金、これは負担割合は各3分の1となりますが、交付をされるようになっております。

この交付金の創設に伴い、小布施町としまして新たに実施した事業は現在のところありません。地域子ども・子育て支援事業として、いわゆるその13の事業に位置づけなくとも、計画の基本目標となります事業を実施しておるということで、それを申し上げますと、親子の健康と成長を見守る環境整備、子育てを育てる地域づくり、子供の個性と能力を伸ばす教育環境づくり、働きやすさ、育てやすさの推進、子供の安全・安心の確保に向けて、この計画に基づいて、さまざまな取り組みを実施しておるということでございます。

2番目の平成27年度から29年度における教育・保育の量の見込み及びその確保の方法でございますが、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みは、平成27年度2号認定におきましては209人、3号認定ゼロ歳児が33人、3号認定1、2歳児が108人であります。平成28年度、2号認定178人、3号認定ゼロ歳児33人、3号認定1、2歳児109人、平成29年度、2号認定173人、3号認定ゼロ歳児32人、3号認定1、2歳児108人となっております。

保育の量の見込みに対する確保の方策ということですが、平成28年度に栗ガ丘幼稚園を認定こども園に移行しまして、40人の定員を新たに確保したところであります。

なお、平成28年度、29年度の実績による過不足数についてですが、施設的には定員に対していずれも不足とはなっておりません。定員に対しまして余裕はまだある状況であります。

しかしながら、3号認定のゼロ歳から2歳の未満児の利用者が増加しており、未満児は保育士1人で受け持ちできる人数が3歳以上児より少なく、全体の子供の数は減っていても、多くの保育士が必要となってくると。このような状況は近隣の市町村でも同様であり、私立も含め、市町村間の保育士のとり合いという状況も予想されるわけでありまして、処遇改善が進む市町村に保育士が集まってしまうという懸念もございます。

また、このような状況下の中で、財政状況や保育士不足も伴いまして、申し込み、これは

お母さん方の申し込みに合わせて保育士の配置を行っておるということで、年度途中の転入に対応できないことや、保育士の出張や休暇等をカバーする代替保育士も確保できないことがございます。このようなケースがあるわけですが、3園の調整の中で、またエンゼルの一時保育、これは一月12日預けることができるわけですが、そういったことを駆使しまして、なるべく対応をさせていただいておるところであります。

4番目の、計画が周知されていないのではないかと、小布施町が子育てしやすい町を目指して取り組んでいるのであればホームページへの記載等が必要ではというご指摘でございますが、この点につきましては、ご指摘のとおり、この計画は現在、町のホームページに掲載しておりません。小布施町の子ども・子育て支援の取り組みを周知できるよう、ホームページに限らず、情報発信、情報提供を検討してまいりたいと思います。計画もそうですが、なかなかなじみの深いものでありますので、概要版といったようなものもあわせて取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただ、関係の皆さん方につきましては、一応、印刷物でございますけれども、周知をして、当初から周知をさせていただいておるところであります。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 答弁いただいた順番に基づいて、3点再質問させていただきます。

まず、1点目として、子ども・子育て支援交付金を活用して新たに実施した事業はないというお答えでした。ただ、新たに実施した事業はなくても、小布施町として子ども・子育てに一定の基準で位置づけて実施している独自の事業が幾つかあるというようなことを同時にお願いします。

多くの市町村では、この子ども・子育て支援交付金できた時点で、町単独、市町村単独でやっている事業の組みかえを行っていると思うんですね。というのは、先ほど池田教育次長からもあったとおり、この交付金に基づく事業ですと、国・県が予算の負担をさせていただけるということです。もう少し説明すると、町単独でやっている500万円の事業をこの交付金に当てはめた事業にかえると、同じ負担で1,500万円とかの事業ができるということで、町民にとって大変有利な結果になるので、町単独で行っている事業をこの交付金事業にかえていこうということで、各市町村では計画をしてかえていっている市町村が多く感じられます。小布施町、実態に新たにはやっていないということですが、この計画組みかえというのはどのように議論されてきたのかというのをまず1点目として伺います。

2点目として、教育・保育の量の見込み及び確保方法について詳細にお答えいただきました。ただ、通告の時点で、私は確保方法というか、実績による過不足ではなくて、計画段階の過不足を聞いています。計画策定時に県に過不足の数値を提出しているはずなんですけれども、その過不足の数値を再度、通告に基づいてお答えください。

ゼロ号認定のゼロ歳児だけで結構です。平成27年度33人、平成28年度33人、平成29年度33人のゼロ歳児の教育・保育の量の見込みがあったことに関して、計画の過不足数をお答えください。これが2点目の質問になります。大丈夫ですよ。

3点目として、計画が周知されていないということに関して、ホームページだけではなく、あらゆる方法を検討していくというようなお答えをいただいております。ホームページ、載せようと思ったら、もう計画自体はあるもので、例えば私が町の担当で、上司から、これホームページに載せておいてといったら、本当に3分で載せられてしまう、もう簡単な作業です。それを載せないというのはちょっと私には理解ができないので、ぜひこの場で今月中には、概要版じゃなくてもいいです、わざわざ概要版をつくり直さなくてもいいので、この計画をホームページに載せていただくということをここでお約束いただきたいです。

また、関係者に周知されたということですが、議会の議員として私、いただいた記憶がないので、関係者とはみなされていないのでしょうか。それもあわせてお答えください。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 幾つかの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今のホームページの計画のほうは、直ちに計画を出していきたいと思っております。

子ども・子育て支援の制度につきましては、国の方針というものがあまして、これを見ますと、認定こども園の普及、それから保育の場をふやし待機児童を減らす、あるいは子育て支援の量をふやすと、非常に全国一律的な、しかも都市部的な方針を定めて、全国一律的に呼びかけておるわけでありまして。

小布施町におきましては、この子ども・子育てにつきましては、一つは幼稚園の認定こども園化はございますが、そのほかにつきましてはエンゼルランドセンターでの育児の充実、あるいは幼保小中一貫事業の推進、コミュニティスクールによる学習の支援、それから支援が必要な家庭のニーズに的確に応えるという大きな方針を掲げております。

したがいまして、法改正に伴います国の計画の義務づけによりまして、この町の方針がその計画に合わない計画をつくっても無駄だというふうに考えるわけでありまして、さりながら計画につきましてはいろいろな交付金等が絡んでおりますので、13の事業は13の事業とし

て計画の中に組みさせていただいておるところであります。

したがって、一見すると、その計画自体に小布施の今進めておるところの方針というものが非常に見えづらい計画であるということで、私ども担当、これはちょっと落ちなんですけれども、計画を皆さんにお知らせするということが若干遅く、遅いといえますか、積極的にならなかったのかなというふうに大きく反省をしております。そこら辺も含めて、直ちに計画は計画として掲げて、取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、その計画に直ちに事業を変更してということですが、私ども、国・県からいただいているエンゼル、あるいは児童クラブ、それらはしっかりと引き続き確保させていただきまして、ほぼ似たような事業で確かにその13事業に移行できる事業はあるわけなんですけれども、多少条件が違ったりとか、そういうところを今検証をさせていただいております。補助金といえますか、交付金ありきで、私どもの進めていく事業がゆがめられてはまたこれいけませんので、まだ3年なんですけど、その中で一つ一つ事業を検証して、移行できるものは有利な交付金を使わせていただきたいというふうに思っております。これは担当レベルでいろいろ検討をさせていただいております。

それから、教育の過不足の量ということなんですけど、ちょっと数字的なものが今持ち合わせてございませんので、大変、通告があったということですが、ちょっと誤解をしております。また後ほどそちらの数字はご報告をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 今のお答えの中で、1点目に交付金ありきで事業を組み立てるのはよくないと言っていたのは、まさにそのとおりだと思います。移行できるものは移行していったほうが良いというのは同じ考えです。

例えば町で病児保育、単独でやっていますけれども、国のほうでも病児保育というのは、すみません、町は病後児保育ですね。国のほうでも病児保育、病後児保育というのは子ども・子育て支援交付金の対象事業となっております。しっかりと環境整備をして行うことで、それを行う交付金をいただくことができますし、町の今ニーズのお話をしましたけれども、小布施町のご家庭の中でもニーズは十分に高いと考えていますので、この交付金、有利に活用できるところは改めて有利に活用していただけるようお願いいたします。

また、数字、持っていないということで、細かい数字は、では聞きません。私の理解の中では、ゼロ歳児、見込みの時点でマイナスだったと感じているんですが、数字はいいです、

マイナスだったか、そうじゃないかということだけお答えください。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 計画できたときは、たしかマイナス10だったと思うんですが、翌年にやや改善され、マイナス半分ぐらいになり、本年度当初ではプラスに転じているというふうに、細かい数字はちょっとあれですが、そのように記憶をしております。

○議長（関 悦子君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 今の教育次長の答弁の中で、平成27年、28年度、ゼロ歳児の需要がマイナスだったということが判明いたしました。こども園、28年度に40名の定員を確保していたんですけども、それが1、2歳児のみの定員なので、ゼロ歳児に対しては町はしっかりとした確保を行っていないということで、少し疑問に思っている部分もあります。

とはいっても、実績においては不足になっていないという状況を一番最初に聞いていますので、なぜそういう状況が起きるか、ちょっと私の経験から少し説明させていただきますと、保護者がゼロ歳児の子供を保育園に預けたいとあって、保育園とか行政の窓口とかに相談に行くと、今いっぱいですと言われると、大体、入園申込書類って出さないですよ、今いっぱいだから書類を出す必要がないと。なので、行政としては入園申込書類を受け付けていないので、ゼロ歳児の需要は満たしているでしょうという議論に多くの市町村ではなりがちです。

そこで、小布施町は、じゃ実際どうなのかということをお伺いしたくて、保育園、また教育委員会の窓口で、未満児を預けたいんですけどもという相談があって、いっぱいなんですって入園申込書類を受け取るに至らないケースというのは全くないですか。そこだけ教えてください。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） ゼロ歳児だけでなく、途中の入園等も含んで、そういったご批判は何度かお聞きするところですが、基本的には受け入れる体制で、私ども、園長初め、こちらの教育委員会はもちろんですが、指導というのはあれですが、共通の認識を持って取り組んでいるところであります。

ただ、ゼロ歳児につきましては、小布施が8カ月ということで、ほかへ行けばまた6カ月とかいろいろなご意見もお聞きをしておりますので、そういった今指摘された部分も事実弱いところであろうかというふうに考えておりますので、ご指摘の部分も改めて全体で共通認識を持って取り組んでまいりたいというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時06分